

董菡錄

良

增
775
47



僧
775
卷
47

董藕錄卷之廿貳

目錄

板垣下齋覺書

本多平八郎忠政聞書

文廟法制各歌

尾陽家訓



薰菴録卷之七十八

板坂卜齋覚書

中村直道輯録
慶長年中記



慶長三年七月小西園の士を伏見東園の士を去坂
浩秀頼公紙より多くて一節を御遠言し也

家康公、法太名ありしを、家康公御二の時
日本法太名今日初く申すに種うやまひは法人の中
に増田彦の尉徳義流おはけは公の通をよとつ
くふ句のさのわくくうやまひは中は夫人の御を
夫人のを初きはめくまひは此日あるを毛利宰
相也据報は酒宴京務義俊政宗三人の申わが
とて此日より 秀忠公は信子に在る一日月と並

うと黄入合とぬわしは事無事へす、
 日秋意の有り、
 日秋意の有り、

此所の事也、
 平宗斗、
 水望、
 佐助、
 久也、
 使番、
 吉房、
 米津、
 矢代、

山口、
 源次、
 富中、
 の内、
 訳、
 と生、
 天下、
 く、
 今、
 七、
 中、
 判、

之と徒然法師と肥前由良の法師と云々人々を成す人の
幸の如く此の指針鮮やかなる人故に曰くは海人加敷
之身は山岳の如く馬田甲斐の海にた系を又製法を助
働故申す轉次が河波を友堂法師と稱す右馬助
左田小源を云々

一 雅楽常刀或は此を常用せむつりて之に向つて
此の御り可成りや二月より先より古城の作事

一 豊後橋北の橋は先より南きの過ると河のほとり
或は人故に屋よりありの橋は先より小倉橋と云々旗
由成つてこのよりくは小倉よりけき後橋を古城に入
のちのちのちの方よりおき申す井作多敷成をつとれ家
ありて者たむか

一 古城の家作より 家康公本願成り成り成り成り成り
この中程に結次口より門をより出ひやうにから
河はくは山岳なりより河場と云々より坂の下の
地と云々斗平地と云々河のほとりありて
かゝ町と云々町のほとりありて武所斗の戸所と
戸所の南に云々小源を云々 形大將承りて云々
より小舟を云々ひ遊玩するのひありて勢うれは云々
小姓の人々云々人々は云々ひ遊玩するなりと云々
亦も好む所と云々中程に又云々ありて一徳と云々
二度はありてありて云々小姓を云々
此の如く同り成り今も一人と云々二人と云々云々
此日教を十日斗一徳向たりて云々ありて事と云々

第14 (津田と八三河坂) 信長考云 かつせんは信長三河を返

りしはも人さくれより多し此處りん遊向して難を為す河を渡
津田石田正幸 刀と多とす於三河を返して是れ細長とよむは治政の補
多との刀高村誠造等あり信長は河邊福及の事とあり
よりのる好むとよむと後日記に

一むらひ信長(西遊)と云ひ伏見の城ありて西遊は信長
三奉行をきりに第14大谷刑部補内この役もとあり
於赤坂第14或は補表の使成は信長四月六日伏
見の城へ沖物給の申すは信長先く少姓を介のつめえ
わ十餘軍ありては信長物給に本長刀一とあり
第21寺の三河を返馬よは紫白き袴とあり信長
二十寺の三河を返伏見の城ありては信長

市目と北日いまのこ と信長もふ存せ

一 伏見小幡山沖城出に西大寺石田治政が補内ありす
淡路津正吉東大寺小松の丸に信長宛南東増田右
兵衛尉に云くおのこ 南東二の丸に信長宛の信長宛
第14回申すは蜂谷信長河邊等申すは信長宛助土方河内
守長宛の信長宛十の丸に信長宛の信長宛
第14回申すは信長宛の信長宛

一 治政が補内信長宛の信長宛 家康の伏見城より
信長宛の信長宛とあり信長宛の信長宛
信長宛の信長宛の信長宛 治政の補内信長宛
信長宛の信長宛の信長宛 治政の補内信長宛
信長宛の信長宛の信長宛 治政の補内信長宛

のほかに水谷右京松の丸、物部原入ると物部原を
即時に城攻めありとて是を定ハ
ま是ハ鞍と名
けりといふハ一足ハ河と斗のまをせ也

- 一 ち取少の備前鴻津産ありいづく中坊田原の厨下
ありたる物一戸二日とてち取の城中に在り其氏
事と立退主殿を傳ハ此系ハ元來傳事以て万石
力上とてた当座其成以付てせもも好くはとそ
ちり斗の内ニ攻不京ハ斗と立其家を用心とい
く
攻不京ハ禁中直考者云京ハ古内の家なり 攻不京ハ
注不京なりた攻不のちもなりひなり
- 一 而、ち取少の丸とて曲輪とて中納言の平忠
と斗路の川に居たり
- 一 是も七年正月天下法侍仕の祿うけせりれり

沙散をいそて秀頼より唐間と送りうそいそんと戸
人をい三月の礼交き坊うれは禮うの中納言と
くしめに朝日たり有と養者ハ本々中智石川氏
ち更ち取三人といはれり中納言をわたり
宰相侍候諸ち更

- 一 ち取少之丸を沙散秀者とい送るセハハ物部原を二
月より寺に作るセハハ形を孫堂に取手なりを
す

- 一 九月小よりて京傍流くいすう用意い一日と大
小名出仕あり

一 沖出陣沙散に秀頼の二歳表去國のちとす

創業記
秀頼誕生
文祿二年トクリ然時八歳長五年六歳秋

一家康云おもてい出陣出遊沙散ハ正宗朝代ありて

茶童一ツ茶とつめ共金二万 米二万石を各儀の場向
る為射長米を流す備大野修理之也此れも沙田ふ
る城の日の志れ申金派死す此儀の所は沙田

一 六月十六日大坂此迄十七日伏見沖滞為十七日よふ夏夜
奥の夜夜は出陣此儀は徳川方と申すれは夜夜もきたる也
られ此を人よりくく此儀は成りた島根をすも此夜
少は城へ此儀は徳川方と申すれは夜夜もきたる也
沖滞也一は立せしめての沖滞也此儀は徳川方と申すれは
人此と申すれは徳川方と申すれは夜夜もきたる也
此の申す事とくさしりて申すれは夜夜もきたる也
申す事とくさしりて申すれは夜夜もきたる也

一 十八日此儀は長米を流す備大野修理之也此れも沙田ふ

上野の水をとり沖滞とす申す事とくさしりて申すれは
ておとてにつももれくく一人は夜夜もきたる也
長米は流す事と二里也と申すれは夜夜もきたる也
此御沖先、槍二本長刀をもち此儀は二十人申す事とく
此儀は流す事と二里也と申すれは夜夜もきたる也
此儀は流す事と二里也と申すれは夜夜もきたる也

一 十八日此儀は長米を流す備大野修理之也此れも沙田ふ
くろく申す事とくさしりて申すれは夜夜もきたる也
くろく申す事とくさしりて申すれは夜夜もきたる也
此儀は流す事と二里也と申すれは夜夜もきたる也
此儀は流す事と二里也と申すれは夜夜もきたる也
此儀は流す事と二里也と申すれは夜夜もきたる也

河原(河)に出る心(心)〜〜〜と声と折(折)入(入)水口(水口)可(可)と
りありあり

一十九日築地(築地)

一廿日四日市北所(北所)より船(船)をた(た)けの者(者)八(八)陸地(陸地)と為(為)り
りしと此(此)陸地(陸地)あり〜〜陸地(陸地)と者(者)向(向)ふ系(系)幸(幸)清(清)ん沙(沙)舟(舟)
水(水)を廿(廿)中(中)十(十)傳(傳)輩(輩)小(小)姓(姓)十(十)人(人)斗(斗)々(々)々(々)の鴻(鴻)池(池)あり
廿一日(廿一日)吉田(吉田)の若(若)御(御)是(是)八(八)岳(岳)崎(崎)の城(城)田(田)中(中)去(去)於(於)捕(捕)と云(云)ふ
思(思)召(召)さる(る)り(る)ん廿(廿)一日(一日)晚(晩)中(中)泉(泉)の者(者)御(御)

一廿二日鴻田(鴻田)

一廿三日波河府中(波河府中)中村(中村)或(或)於(於)捕(捕)は(は)る(る)こ(こ)為(為)御(御)立(立)考(考)
陸(陸)見(見)さ(さ)る(る)若(若)御(御)

一廿四日三浦(三浦)

一廿五日山回(山回)尔(尔) 一廿六日若津(若津)

一廿七日若津(若津)方(方)謙倉(謙倉)中(中)津(津)覚(覚)の(の)め(め) 一廿八日謙倉(謙倉)

一廿九日神奈川(神奈川) 一晦日江戸(江戸)西(西)九(九)若(若)御(御)

一七月朔日(朔日)江戸(江戸)下(下)城(城)十(十)五(五)日(日)の(の)夜(夜)と(と)上(上)方(方)は(は)た(た)
五(五)り(り)ん(ん)大(大)倉(倉)小(小)衣(衣)お(お)持(持)玉(玉)大(大)織(織)より(より)武(武)藏(藏)國(國)府(府)中(中)か(か)ら(ら)衆(衆)
惣(惣)一(一)年(年)一(一)く(く)し(し)り(り)常(常)に(に)大(大)織(織)府(府)中(中)より(より)今(今)日(日)ハ(ハ)許(許)く(く)此(此)
通(通)り(り)日(日)に(に)往(往)る(る)

一十九日秀忠(秀忠)云(云)江戸(江戸)御(御)之(之)大(大)門(門)上(上)波(波)津(津)是(是)を(を)系(系)務(務)追(追)討(討)の
御(御)出(出)陣(陣)十九日(十九日)申(申)上(上)別(別)増(増)田(田)右(右)衛(衛)尉(尉)状(状)を(を)奉(奉)承(承)井(井)右(右)衛(衛)
尉(尉)本(本)より(より)其(其)状(状)曰(曰)

一策(策)中(中)入(入)心(心)今(今)度(度)於(於)橋(橋)井(井)大(大)形(形)少(少)五(五)日(日)お(お)於(於)五(五)日(日)滞(滞)留(留)
石(石)治(治)少(少)出(出)陣(陣)中(中)心(心)を(を)ま(ま)り(り)て(て)五(五)元(元)報(報)復(復)中(中)心(心)を(を)追(追)く(く)事(事)
入(入)心(心)為(為)る(る)様(様)云(云)

七月十日

増田重尉長盛

此書状と在守部屋と在道振見昌西五状と一戸
以て懸御目とく御前へ持来 上考よその物とすは
先多(せんた)と云はれんより俄ち此た代官に江戸渡
江戸より之類あり一里御所寄

一廿日より大坂小津橋より大下倉

生駒雅忠氏 蜂谷頼河海馬 徳吉院 長米大就

羽柴中総守 新庄渡河守 松桂太炊少 渡中徳少

は年方より難読もいふハ難読を月よりいとの物来

わらき七十二日十二日の状刻付をき一此状の分を落

若思ひふ不付よりいづれとも川一先子(せんし)
日狀(ひじょう)とせん

一正日江戸御之岩根渡御江戸御之津法能(いづま)

二十七日(學校と要する) 山名を記す 和馬 三斗 御意物 御意物 法

作武名四請御前とて灰袖の御道振出行内行うなと

此一河也の濃二本を力一此流も小姓も百騎斗を次

大書一組くめんくの言あり一二つは組の馬とハ

祿有り岩根渡御はと上方の御所と物もふ来

そ多細の徳州笑あゝ人殺と並伊勢赤城織田常集

二十中説よりせられよ川く状花御は也一幸天と

死よりんより地ありさふあをたりぬあのみきと

右河(渡御)且利の小林中御集し未上中へ今日午

三時吉田守房と依世の迄言ふ依より門迄一信別

沙越りくやと真田子孫を御依中へ松平流御ち中

あれはゆきよりその事多うけと事し中々其のけり
ひよかく上田くゆるまは仔細を内敷を中務にすめ
けり赤坂山の事とて案内ありとていなり事ありは
案内若狭の軍番ありきとて物毎にけり
けりとのきりおのめ人ゆへ左の物々大々備へし案の
可く案の儀大とけそのあつとてとる長途とけり
しとけりけりておのめ百姓城をけりけり
大條神永石見木けり遊芸と百姓にけりた案内
後立も次町とやきり中々河より大條と十右とて案内
ち及人教為ひくへに位別けり上田く赤坂を及神永
三日河内小室中の侍を赤坂のけり大條より及神永
河内一七とてとるまはけりてとるまはけりてとるまは

河内八幡代の地をねは地下へとけり池を中々地下の
人馬とてとる河内より上田とけりけりけり河
田より上田とて山坂を河内とて中々河内とて
一金永法中(石河)法中(河内)州より状箱封きけり
あけけりけりけりけりけりけりけりけり
一七三日小山く者御
一古河内古河内織敷踏田法永清を依作を案内人候と
しけりこの法中六日に人候とて河内原に小條とて
候思ありけりけりこのめとて河内 家内とてけり
何と案内一平とて人候とて一平とて一平とて
少並持高り人候とて一平とて一人もとて河内
けりけりけりけりけりけりけりけりけりけり

多き中はとくに九三番と小平次くろくはれおるが
 てよりくんとやん三舟きくわりの事小平次中は、おる
 格の死をうらなひかゝるひもあふ事多うとて用の事
 下中よあといきりて、おる格をうらな三舟満をうと中中
 名を身秘をうらま三舟満の河越中をいせし一平の
 実永二年一月をう日早家来初とつちあてり
 神格くくしと流をうとこれ一おる格をうつとくわく弁
 大格の一平だんは、大格流の類をう酒井をうおる格
 平八百格をう一おる格神おる格のこのをう黄金配を
 の中りり人小平次くろくはれおる格の肩衝他をうせし
 けりて、遺物よあけつとまひく小平次くろくはれおる格の
 せらもぬおる格と上中入事と也 秀忠公

家光公の御代より一門三人おる格をうとてせし一おる
 二十枚存命の系代とておる一並そのおる格をうとて
 石とておる格をうとて二平石をうとておる一死後
 をはせよとくといきれんとおる

一廿七日先年の大將おる格をうとてせしおる格の
 連川より白沃とておる格をうとてまた石鏡小山、おる格
 川より白沃とて七、八里に

一上方一通りおる格をうとて細川越中おる格をうとて直江
 おる格をうとておる格をうとて山形一城よりおる格をうとて
 よりおる格をうとておる格をうとておる格をうとておる格をう
 黒向水とておる格をうとておる格をうとておる格をうとて
 銀ひい沙流とておる格をうとておる格をうとておる格をうとて

大和と申半倍よりひは武勇坊うき一は七つ片を彩色一
たる本もそつりたる指物たりたる一尺おの寸とあふ
祿のりききき一赤きも城まそちまきき一と山次へあり
大着山と申里大和赤と申やなれおとけあふ六
人こそりけひひやうと一は武勇坊と申山次へあり大着と申
わや一申赤くお出され志もくくおとりそのとあふ
身よ赤とせしれ大和守ゆりた妙と申山次一申赤
とつと一匹一と川う一尺の内と申山次へあり山次へあり
わ一ととつとめきゆりゆり一と今な石の流れて捕り
首を御座る一と申山次へあり一と申山次へあり
き一とととと申山次へあり一と申山次へあり
けととととと申山次へあり一と申山次へあり

せよれは大和の七十余せひとあり一と申山次へあり
一がみとととと申山次へあり一と申山次へあり
とととととと申山次へあり一と申山次へあり
山次へあり一と申山次へあり一と申山次へあり
山次へあり一と申山次へあり一と申山次へあり

一廿八日わつと河と及一あよ山と山次共介あふあ
小大將は山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ
あつと河と及廣る屋と山次共介あふあ山と山次共介あふあ
うりの山次共介あふあ山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ
の山次共介あふあ山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ
山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ
山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ
山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ山と山次共介あふあ

百具もあつてくれぬ様もあらぬ
 舟より押陳の時に大船多く鉄砲隊五旗をも引く
 さま家申おとひのきいとのきいやくふらつた
 一時日法綴大くさる江

一月朔日 一二日 一三日

一日早朝、山御立石河より舟を江へ押送粟
 橋の船橋ゆきせし舟儀の氣江へ来た舟橋外
 波一舟舟空懸る海へあつた舟へ舟と
 多くもあつた舟ゆき波へあつた舟を他へ舟と
 といふすおきへ一騎あひのえのといふといふ
 一五日 一六日 一七日 一八日 一九日

二十日沖城嫌充料理のり午時出陣料理と一日

沖城と料理のり、舟とるあつた舟とる
 中務某合河原へ入料理に中務、此地をいろいろ
 聞きふて成りな何方より来りあつたといふ
 くに書な文をとりしおとてし、此後成る日よ、侍
 城と波へもれりおとて西へと舟儀へともく
 と、此洞と流をせとれつと中務舟前とさう、此
 の舟へもあつた、全河原ともあつた、此舟儀
 中務攻入りし、舟とるあつた舟とる、舟
 は舟へいふ、木賊、舟先も、舟儀、舟儀、舟
 舟の中務も上りし、舟儀、舟儀、舟儀、舟
 舟へハ、舟儀、舟儀、舟儀、舟儀、舟儀
 たてくりし、舟儀、舟儀、舟儀、舟儀、舟儀

のりくろあること口論を度ふかき中勢井伊各款
は長河をれくもてきりのく聖旨を清使材紙
取物系忠ん初きく取物中ん小ハ清出るある角一記
まていきくろくも者のまかき多くも人ハ清出るん
心出ききあはるは忠清出馬をいりんと中勢初を
福清南とゆき取物面と二三款ああるは忠の清使
取物く手か一は清を戸ととき中福清輝政
口論の翌日好は中勢も去款と各勿神口とと手汗を
柳りはとととりくかいらん平亦をり出使しやに後人を
取ん取物一言し中勢に去款の柳_{中勢中三}取ん大
事し清使し取物とすぬ款取物ありといき中勢平
家原の人とよくれ記きりくくのるく日本國中

公ある士ハありりくささ出清とりとリあり

一廿八日正則輝政より状本を在旨波集城表落り
首もたせ多々ん秋取とありとをかちこくに江河をじ
陣取ん 御出馬りくは中勢取んくひた芝のりけ
ゆくと清宗朝日一 御出馬 以下取所

一廿九日八月小

一九月廿日西丸 北防ハ清治兵 出陣 出陣取んとく石川日向也
今日ゆきり大軍の山合戦の御門出いりく中とくれん
一廿清きよは西ハあきりりて有今日けけよ系と清
あひきりりて御

一朔日 晚加奈川 一二日 取澤

一三日 田原筑前中綱取より傳志永井取近取

三月廿七日(廿九)のちり実中はくはくんり
あひ事せ用と沙宗如教集の耐候志取迄而来ぬ少
沙宗如 津田寺侍色好より西あひ川不存
一 四月三日唐島(津田寺)より一換田(せち)持
初より上宗寺より一に寺約とちく津田寺
初め少人ありて換田(せち)

一 廿日 清見寺 一 廿日 中泉

一 廿日 白波(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺
あひ記(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺
とちく 津田寺(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺
よき(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺

一 廿日 国 二 考

一 十日 熱田(地)の海色(白)と赤焼(赤)方(九鬼)大
隅(中)記(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺
とちり(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺
とちりの内(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺
津田寺(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺
津田寺(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺

一 十日 清次(土)日(道)入(右)堂(初)子(本)松(寺)津(田)
少(風)と(初)より(津)田(寺)用 津(田)寺

一 十日 清次(土)日(道)入(右)堂(初)子(本)松(寺)津(田)
越(希)子(家)より 津田寺(先子)より 津田寺(先子)より
津田寺(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺(先子)より
右(向)津(田)寺(先子)より 津田寺(先子)より 津田寺(先子)より

少捕陣場と一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角

一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角
一捕陣場より一里府より強絶する方を音角

聖白十有

聖白十有
聖白十有
聖白十有
聖白十有
聖白十有
聖白十有
聖白十有
聖白十有
聖白十有
聖白十有

右川は海河と云ふ也

右川 渡河者長谷教於古依寺を奉大元在園寺二万斗
弓法紀先備形に古陣有りは日押の手として
羽果之集り汝地を多又汝河を在江にさし向れ
内府云未改拂脱にまきれ此神と案取の弓法紀
あし人教をさしれ此馬まきり集舞翅翼の赤
瑞光の赤丹深踏く雨とそ月瑞物のとそ及く弓法
漸已に舞斗小宮を晴るも見えぬ此時法井
右地耐社又江法集赤赤劫命也物見人に法を少説も
又右考合のうに右教公とせのち右有少説汝説を捕
瑞津云存也西掛は右籠りうと足中右子川以誠
不破の案をさし北地のを小宮村とかく右も右と向て
人右と向く大谷刑於が捕右赤中納云平坂岡情を向

武元戸内記存るも瑞と疾陣とをて川おろし右
川と越し一園を右少也人教採り西も右山より
汝よあて日十右右右一向く右年と出し右先陣
福集り右のち又右案中も右向甲斐と井行も説
少陣本多中勢を捕大也他理亮葉毛言のふとく
道し右も白き切刺の物物とそささらと西向し
おのく一園と噴く知れさう也説もわたり合推
つたされつおとひく物負りりむちは右右倒
既と捨切時甲箱七也と右家大也他理亮右の
汝とさう大將軍の右目と知れ也廢也不斜
福為刑於が捕同右右首と右右右説くそ右人
一く也説と右加未は後とみさたりハささうも右堂

依願寺京終侍に廻向しうり合川區よりとハ遊感
もくたに政と舟見ハ水の京小岸村の中より
柱幸と採出せ石川仔をせ遊感より武名つと外
邸を取大將軍の御目よりけ一書その言名なりし
感し形りしと龍力方押合て法袍をけら夫さけひ
の声天と切う〜地と〜〜思然と云く日中
くらやみ〜成談と自分方と入合廻と〜わけ日本
國より分てをとせん〜きひお多〜くひ教たの
御公よりけりお前〜徳田有楽子息右の徳政山松子
内匠舟越お前〜作久る徳政七人合一日本
と宗世より〜は〜つ〜創〜切り〜思ひ〜
のち名あり〜知り〜津田去つち戸田武新〜海り

あひ敬とに代談又徳田有樂又子右の徳政働言名
江流れ戸田武新内〜病え金た〜と〜勇士けり
あきは物毎〜手柄の仁〜やち〜骨よ〜つ〜と〜
武新と名抱おれ〜に合度法おま切て満り枕と
向〜く〜討死〜と合〜合〜法〜下子息出雲と又子
田中と名お捕是馬のえおの山子石田治政お捕鳴津
と名治〜向〜と〜と〜と〜是又押つ〜と〜
て〜と〜から〜合を〜のけ〜川〜大死と殺〜
汚と〜り〜お殺〜の〜物お枕神〜と谷刑談お捕御本
中納言平政因幡〜向内記倫の〜と廻向〜から〜合
多〜人〜けり〜の〜と〜中〜と〜
伊丹と名庫材越と名河お助と名奥平お名家也

撞流きれ下立て正記白にお戦日人古に枕とすくて
折形也山坂助立部安孫子若十部稲穂市島つ為松
又中野村内表を部子依日人宗子可居依集つ
を部子居谷利立つ是ふの人を入し河成るるはるを
入て切くつし交りあて入てはるひくし之言名
きりまゆく教養主富以鳩た近想成の形をく紀
討之新者ま富と推代とそと捨切ま富く小姓又
行り余新者と代止くうにまゆく扱くあひくし
取られぬ中細編成中皆折木河内等小河公依り
赤生久き河内忠信くくもく及藤のこたのまゆく多
人教流流り晴くくう切まく不流忠洞くくま
くうまゆくはるまゆく先争礼入きり現くて教下ふの

少夜波りよ赤れ若年の山男まく赤至西園お津の
膚を合組討の山言名天下分目の山合戦小於部
山名養富家の眉名を流流と亀瀬依り山井伊多
少捕山依り流考切てくうりお戦て被依り流考
働之太谷刑部少捕山馬まく捨ま切ま御山平城
因幡あけくくわくく赤向切てくうり奉撰會う賜り不
吳尔赤小川たう助内山撰井ま多赤まま赤りり平
塚因幡山流し合戦く切戦く平城と衝依り
まゆり名養のま名多御之山田内記是赤流考切
くく切てくうりて討形也相流はま産山古丸く外
て切換くうり本ま中智を捕中らり人切て入切戦
山款許先あくく人ゆす赤川山近りり伊吹ま

うけたり、好水の追討に、知をも負、南宮嘉と人、叔且、
勢より、將軍と、これ、好利、捕殺、十人の頭、内府家、衆、公
沖實、揆つ、これ、法、率、始、人、百の、正、体、其、後、作、和、の、心
以、人、救、つ、成、内府、公、の、散、津、野、快、主、之、秋、と、大、谷、刑、部
少、捕、房、成、小、屋、と、津、と、病、と、せ、れ、井、行、之、於、少、捕
以、先、手、今、河、陣、と、也、津、馬、と、希、な、ら、ね、流、と、津、を、之
一、今日、軍、入、之、れ、鴻、津、を、津、に、馬、と、宗、から、あ、り、た、ら、者
二、万、斗、を、津、に、と、津、に、い、く、の、き、と、井、行、を、戸
少、捕、見、う、け、是、罪、を、津、に、逃、れ、ん、を、宗、と、し、く、志、者、り、的
必、存、斗、に、ま、り、と、之、絶、を、と、神、に、ひ、ひ、と、見、け、り、た、れ、と、わ、て
と、か、を、ひ、い、月、に、法、能、と、南、り、と、津、に、と、の、う、け、り、き、を、少、捕
と、り、と、津、に、ま、り、と、と、ら、ち、ん、を、鴻、津、内、の、者、と、固、本

中助は、た、か、い、そ、ん、と、う、り、か、ん、二、行、む、を、打、ん、中

一、北、目、中、多、中、精、ハ、馬、の、法、能、南、り、切、り、た、ら、石、を、津、と、う、け
店、の、中、に、を、ま、り、た、捕、房、を、由、保、法、能、あ、り、と、津、者、馬、と
あ、り、と、津、と、津、り、津、か、い、中、津、中、精、ハ、難、云、切、し、合
以、方、ハ、不、足、の、教、と、津、の、う、と、の、ハ、津、津、者、秀、忠、云、津
供、ハ、宗、の、取、小、姓、と、津、と、津、と、津、と、津、の、以、合、教、の、口、免
と、う、と、津、れ、と、津、津、と、

一、堀、尾、信、直、が、ハ、大、村、と、は、ら、ん、と、は、あ、ま、ん、以、合、教、と、津、津、津、
と、津、つ、あ、津、津、と、津、と、津、け、津、れ、馬、と、津、と、津、と、津、の
早、津、と、津、と、津、津、津、と、津、津、と、津、津、と、津、津、と、津、津、
津、津、津、津、人、馬、の、津、津、津、の、か、く、津、津、津、津、津、津、津、
津、津、津、津、と、津、の、物、と、津、と、津、津、津、津、津、津、津、津、津、津、

馬の足場斗笠の足場代打多に上白くおん
とう有陰法純手坊の歩ゆを如何と見ん
御中陣々を御とて川に信法とある御を合致を
云々

一は物をも利宰相吉川をたりの山々物と三を
中へ物たてあふくまぬとのわらこ一里お中その山は
禁と見えもの形と 家康と御通成山の家よ
くふとのたごはさ一城一両間やとありとて
りくくは

一は御成山の中りとてその山は御成山とありとて
まうせりてその山は御成山とありとて
武士のあとうちとてあつたりとて

死すはさかすさ中へ御成山の山とてそれより自力
の御成山とてそれより自力
り御成山とてそれより自力

一は谷刑部を捕へ合致まけふあつて馬にけり
れは御成山とてそれより自力
御成山とてそれより自力
小戸後合致まけりてそれより自力
定まけのめ合致まけりてそれより自力
を御成山とてそれより自力
首とてそれより自力
御成山とてそれより自力
御成山とてそれより自力

徳主^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 小舟泊あり^うのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 久^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 目^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 の^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 く^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 や^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 小舟のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 う^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 う^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 廿^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一
 一^いのま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一のま^いか^やう^一

高橋よりそとらへて十七日小舟泊する関ヶ原谷佐和山を乘は
 一十八日飯沼佐和山城より一寺中身言市より八彦坂
 小刑村城飯沼清光のゆり 上谷小刑村佐和山町に
 店中飯沼の清信よりありは飯沼佐和山へ来たつね飯沼の
 内へ大寺の上のまより大寺へは小刑村の代官より六
 佐和山町に飯沼の清光と佐和山に飯沼の清光と飯沼の
 石田堂清光と佐和山に飯沼の清光と佐和山に飯沼の
 飯沼の清光と佐和山に飯沼の清光と佐和山に飯沼の清光と
 と高橋より知れし一万石と佐和山に飯沼の清光と佐和山に飯沼の清光と
 金銀のり七郎と佐和山に飯沼の清光と佐和山に飯沼の清光と
 一十九日何方の人をたや下谷或具かおとなき人高橋の清光と
 高橋の馬より高橋の清光と佐和山に飯沼の清光と佐和山に飯沼の清光と

御先(新)社と、お後うらま〜つとあるは、新(新)社に、先(先)の
の古名(古)の供養(供)ありき〜と、むとつち、あ(あ)人(人)と、れ(れ)〜
家(家)産(産)云(云)物(物)の内(内)に、く(く)同(同)二(二)十(十)町(町)と、あり(あり)〜
と、あ(あ)つ(つ)ら(ら)む(む)る(る)と、し(し)た(た)〜
改(改)め(め)ら(ら)る(る)〜
一、十九日、幡山(幡山)に、白(白)り(り)せ(せ)し(し)〜
家(家)産(産)云(云)物(物)の、先(先)なり(なり)〜

二十日、草津

一、山西(山西)抄(抄)は、年(年)々(々)と、元(元)主(主)め(め)〜
わ(わ)り(り)て(て)ま(ま)と(と)す(す)〜
一、元(元)主(主)め(め)〜
わ(わ)り(り)て(て)ま(ま)と(と)す(す)〜
一、元(元)主(主)め(め)〜
わ(わ)り(り)て(て)ま(ま)と(と)す(す)〜

因(因)に、中(中)々(々)〜
と、な(な)る(る)〜
一、元(元)主(主)め(め)〜
わ(わ)り(り)て(て)ま(ま)と(と)す(す)〜
一、元(元)主(主)め(め)〜
わ(わ)り(り)て(て)ま(ま)と(と)す(す)〜
一、元(元)主(主)め(め)〜
わ(わ)り(り)て(て)ま(ま)と(と)す(す)〜
一、元(元)主(主)め(め)〜
わ(わ)り(り)て(て)ま(ま)と(と)す(す)〜

か—きりともよく旅をうけしとせぬハ部ハ自義
ありも恥ずたれに相おきりあてんやう切望丹の法を自義ハ
きねと極まはれん立本の百種と守りまへうハ此供下りて
つる病ハ此供下 宗康様中津津ハ小物及此供下自義
たそて人ようそれとハいふありやうと此供下丹後守及
家守と存石を修む小物及此供下たごり丹後守家守と
宗康様中津津ハ第一財紙取物此供下小物及此供下たごり
中津津ハ此供下此供下と人と此供下—小物及此供下
此供下—入金下ハ取物たごり—此供下—此供下神とこれ
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及

此供下丹後守及—何とそ此供下此供下—此供下
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及
此供下—此供下—此供下—此供下旅守にん小物及

一 江別此歌と—此供下の知り可とあり—此供下
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—

一廿一日上津

此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—
此供下の知り可とあり—此供下の知り可とあり—

法人は海河のをきりて井ちありて田とかりたりは其ハ
先年の論去る法約砲礮山科多に七万人陣とて分ち取よ
輝元居城ありき人五人山科と國と西とてせむし多
法皇の本山法皇とて國守と人々伊奈國書を
取書と物か取源を記しは年北信行の日と高平の福馬
乃其のち史家年歴のこの事（未定）て國事とありて
互に方おと口論案多の福徳内名を扱とて其の福
徳内の名名と名も口論案一は日とも其の福徳有
切後り其その名も其の事とて川多し其の川名を
これとて其の伊奈國書とて其の事とて其の事とて
し大國書とて一は其の切後り伊奈國書ハ其の事（水
河より其の事と名せとて其の事とて一は其の事とて

家康公とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて

一 伊奈中納言及生記あるは 甲午福徳と西尾を後其の事とて
伊奈公の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて

一 古二日

一 古二日河尻紀前多し其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
その入るより其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて

一 大津の城とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて

ふとさうさうのりそけいゝまゝに城をとりしむらさき
城をとりしむらさきに要するゝとさうさうのりそけい
ふとさうさうのりそけいゝまゝに城をとりしむらさき
大津のらゝ丸屋の法悦とくらゝ川一おまの甲之二の
丸、松の丸、少蔵、有大夫の用、山、鹿、鹿、まゝ、り、法悦の者、大
如、唐、丸、やゝり、さ、日、秋、め、さ、め、れ、一、み、り、半、物、一、時、の、介、城、の
より、り、さ、り、ん、と、く、松、丸、在、と、京、今、川、一、ら、ん、丸、大、津、城、と、法
と、京、の、所、人、た、さ、け、ま、れ、あ、い、る、法、と、を、二、井、寺、親、者
當、と、お、そ、ら、一、く、これ、く、日、一、丸、の、り、一、ら、り、十六、日、に
城、と、法、一、京、丸、半、相、取、ら、り、丸、と、武、城、十、六、日、定、印、長、の、井、
時、一、丸、と、京、今、就、ま、け、ら、り、り、一、ら、り、ん、丸、と、く、大、津、一、丸、り、ん
今、一、日、持、り、て、運、送、し、ら、り、ら、り、丸、と、京、丸、半、相、取、ら、り、丸、と、法、人

中、何、り、京、丸、半、相、取、ら、り、丸、と、武、城、十、六、日、定、印、長、の、井、
時、一、丸、と、京、今、就、ま、け、ら、り、り、一、ら、り、ん、丸、と、く、大、津、一、丸、り、ん
今、一、日、持、り、て、運、送、し、ら、り、ら、り、丸、と、京、丸、半、相、取、ら、り、丸、と、法、人

一 主死家中に始りしもの事ゆゑに、大津へあつくりを
月日と可好なりと忘れぬ

一 石田法親の御とらう、本田中三郎の御、正任有、近江、北に
那と事とまけあつくり、にめり、一、ま、本、丸、れ、す、あ、ら、秋、丸、
が、捕、者、取、の、お、と、取、入、一、人、あ、り、ん、者、の、名、何、名、と、く、ぬ、り
り、の、春、取、の、水、く、と、お、り、り、の、中、丸、を、み、ま、も、何、名、と、く、
と、一、ら、り、の、何、名、と、く、あ、ら、り、ん、者、今、一、人、ぬ、り、折、丸、お、り、隊
く、く、や、み、の、折、丸、り、う、と、く、大、と、と、ぬ、一、丸、と、く、丸、法、が、ち、り
出、ま、い、茶、の、あ、や、の、小、油、ら、ら、り、の、い、ま、め、ら、り、と、め、り、お、り、一、丸、の

三つ中々書かれん八町中統がぢや一人もかくはくはに
東へ出せよ一はりの惟々の威勢よと一即的よ書れん
おのれ半とある海へ流るる書れん八町一人一
はりの法家とあいなつ中々書れん兼林和泉富永と書
滴はよと書れん中々書れん八町一人一助の
の系中十將軍はれ八町一人一助の
と川よりうらまへらる終内のやうなりひる

一 江戸に書れん八町中統がぢや一人もかくはくはに
東へ出せよ一はりの惟々の威勢よと一即的よ書れん
おのれ半とある海へ流るる書れん八町一人一
はりの法家とあいなつ中々書れん兼林和泉富永と書
滴はよと書れん中々書れん八町一人一助の
の系中十將軍はれ八町一人一助の
と川よりうらまへらる終内のやうなりひる
と江戸に書れん八町中統がぢや一人もかくはくはに
東へ出せよ一はりの惟々の威勢よと一即的よ書れん
おのれ半とある海へ流るる書れん八町一人一
はりの法家とあいなつ中々書れん兼林和泉富永と書
滴はよと書れん中々書れん八町一人一助の
の系中十將軍はれ八町一人一助の
と川よりうらまへらる終内のやうなりひる

わりの同たすもなう一はりの惟々の威勢よと一即的よ書れん
おのれ半とある海へ流るる書れん八町一人一
はりの法家とあいなつ中々書れん兼林和泉富永と書
滴はよと書れん中々書れん八町一人一助の
の系中十將軍はれ八町一人一助の
と川よりうらまへらる終内のやうなりひる
と江戸に書れん八町中統がぢや一人もかくはくはに
東へ出せよ一はりの惟々の威勢よと一即的よ書れん
おのれ半とある海へ流るる書れん八町一人一
はりの法家とあいなつ中々書れん兼林和泉富永と書
滴はよと書れん中々書れん八町一人一助の
の系中十將軍はれ八町一人一助の
と川よりうらまへらる終内のやうなりひる

一 兵庫浪合戦よまけやうらまへらる終内のやうなりひる
おのれ半とある海へ流るる書れん八町一人一
はりの法家とあいなつ中々書れん兼林和泉富永と書
滴はよと書れん中々書れん八町一人一助の
の系中十將軍はれ八町一人一助の
と川よりうらまへらる終内のやうなりひる
と江戸に書れん八町中統がぢや一人もかくはくはに
東へ出せよ一はりの惟々の威勢よと一即的よ書れん
おのれ半とある海へ流るる書れん八町一人一
はりの法家とあいなつ中々書れん兼林和泉富永と書
滴はよと書れん中々書れん八町一人一助の
の系中十將軍はれ八町一人一助の
と川よりうらまへらる終内のやうなりひる

和服この時まで就休もはまらう二年月々き届くと本由へ
入何れもかまひせり中りさうき常んらり

一 十月末を教ふつと侍を人太極を中多き常み所何方
よりともれく未ゆ新中絶之度色と極くは成り給る約
まてつと極み志向りて速上同りて中ん流流ハ何をも
乃子やゆい鳥何因取と中名物の揃え四柱の百姓大
うりなと極く之中んは行有為らうと出中んや付て老政小
刑於日向才者は極有主の葉月は行徳山の事をもと
而もあつて旨あり大揃え極一と云う十のさういひ
中あまわらりたりふ極くさのりもあまきと女を人ありて印
人極く女麻さうみく極くわけの月に揃えのやうあるもの
たそありともりて中あれは極くわらりわら果とらうと云

斗をり女と亭とを極く合し十日さうりいお果たりと云は
中刑於才者の中あ人となつとつとて中極の揃えを
中あ人となん之極くの中多き常みと為る極くハ中絶
亥夜、新糸のまふ人のつとあもあつとあんまらうとらう人
やこのまらう也

一 十月日と常ん秀忠云真向と云そくは常極と日親許急中
上大津そ中討向に合な合我極の百一すけなり中合我そ
つと人極とらう上りてとらうらんと極とあそくまらうとらう
あそくそく人極とらう人極とつとて依とありん秀忠云依と
石川押込助ある演所押込助の極く本智の正代者欲とらん
水逐電の方ある後人切極は極せん

藩翰譜小統
等書

遠不審

一 大わりの大津 津之淀まで

一 曾田渡船が浦山由橋津と各園寺之人首の口とよりあき物
の包ヒラキ密回ヒラキ近江平津船と事約のちりてまじりたる
介人のあき作せん

一 廿六日午時大船一 着沖 秀忠も午時三人 着沖
家康もまじりて秀忠の沖討の西へは、沖師忠
秀忠もまじりて秀忠のあき沖船へ 渡沖

一 廿七日十一月西國大船一 船の刻

一 今度忠義にむれは初船の西國船後と國を北に渡り
中將を捕井修之助が捕あ人をさせん所をさへせん
あ人のあきとさうせんかといふは、あき沖船とあき
船のあきとあき沖船のあき沖船とあき沖船とあき沖船

大腕

一 佐々義信もいふそのあき沖船のあき沖船のあき沖船
あき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船
地をさへせんかといふは、あき沖船とあき沖船とあき沖船
もあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船

一 秀忠のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船

一 駿河府中津島と小幡津一亭とて根是は城根島
市橋下橋と初尾を渡りてあき沖船のあき沖船のあき沖船
城根島と津島とあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船
のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船
のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船
あき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船
あき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船のあき沖船

納言殿とがし一正位の方七人合へ八人具足にぬきまて
口もそそくさるる御うりまて九月中旬御さむくは
かみ持の地下人向をこゝにいひて人侍殿人といふは
多敷く言ひたり申納言殿水との御とほは終らぬと申す
つぎ物これ一何は波一丁下一見早一とれ八人侍力
とぬくひの御ん紙一二枚もあつていり浅とあり
糸とあり一糸中納言殿及御殿人あつて人あつていり
竹書一とあり御殿人あつて糸書せうれといひてあり
ふり一ひの御名の侍のうりありあつていり
生書一とありひの御一思ひあつて一浅くあり一水の
持倉ありありて是は中納言殿人あつて六人の
とあり中納言殿の御殿人あつて御人あつて

紙小書ありつるありとまの御と御殿人あつていり
あり御殿人あつていり一とあり一とあり一とあり
かといひて一日にこれ御殿人あつていり
にあひかた御殿人あつていり
すていり一とあり一とあり一とあり
か日守あり一とあり一とあり一とあり
とあり一とあり一とあり一とあり
御殿人の力も御殿人あつていり
御殿人の御殿人あつていり
とあり一とあり一とあり一とあり
れ一とあり一とあり一とあり一とあり
とあり一とあり一とあり一とあり

人妻もつていせとのたわわ〜とありはあゝとのて戸
えんとくたれ^{まじりゆえ}い此言と備前中絶言及此言と〜
田中^{まじりゆえ}源後夜西尾を後夜その代官よりけりいせん
とくちせん^{まじりゆえ}人よとより不入^{まじりゆえ}半中いんう何と
しありさせうれと〜た言する忠告さ〜あひ中いん
のや〜いせふい〜戸〜を自中半ありゆ〜
あち〜せられと〜再〜あふ〜
卒さ〜あゝのひあ〜ん備前中絶言及〜
く〜ともあり〜も ち所新様〜果〜戸〜あひ
あつら〜いん〜まじりゆえ〜
何〜と〜あ〜せ〜られ〜と〜し〜卒〜さ〜ら〜り〜
〜あ〜ひ〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら〜ら〜他〜の〜あ〜ひ〜

ほ〜かく〜い〜ま〜方〜
戸より半絶言入あ〜ら〜ら〜ら〜
人あひま〜と〜粥と〜と〜来〜せ〜
つ〜普^せ一屋〜念〜れ〜
戸ゆ〜ゆ〜り〜
お〜に〜卒〜さ〜と〜の〜
ひ〜も〜存〜れ〜
の者入物お入〜
二日お〜中〜
い〜の〜
り〜
戸〜の〜

斜をく陣に違ひし御海をいし舟にて来りし陸
と来しにうきし御案一しり角の真金とて花雪は紙
とてふくをせとてうりかへるはうへ中納言及出陣
可くありし一夫とせしひひ可くありしといひし可く
思ひし一と先く二と出るに区別をさす中納言及
新島の御と花雪に名をよみ舟といひ海とてふ
ましかりしといふと陸地とありその目もあはれし
中納言及なるまじしにあらん言ふも真金取換へ
あね事ありし御望の中納言及とならんしにのせり美を
きせり大津花御とありとて御え御持とて川舟
のせりちねりわたりとて取らんまたとて真金一枚と
けりおの人とて川舟と御持とありとて御持と御持と

証

出陣とてりまうり御物米真金二枚中納言及御
物とてしせ有る大とてある真金二つり御持の御
と御持をたれすま川舟と送るり御持に御持と御持と
と御持とてり舟とちねりあるは自軍の御持と二枚
真金二はありしと取まて御持の御持と御持と
可く御身と御持の中納言及御持末は御持なり御持と
と本多上御持とて御持の中納言及御持と御持と
御持の御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と
大御持御持御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と
と御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と
中納言及と御持の御持と御持と御持と御持と御持と御持と
御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と
御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と
御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と御持と

成神人よりせんねもふよりくろくそれ一かたあつて
らう何をも後するものやんねとらう角ひ何れ一は
もやれそれんまといふねん 上様もさういふと
いふとん 鶴とあつてせんといふひのちとて一
ちりせふふあをとりくはさきくひとん 節刀ハ
池程船をかくの舟渡へわく病をわらう法は
息の法徳をいふ供中ん大徳言ハハ徳列案の之
ていれりや中一実うあハハはは

一 奉去七年に將津中ね候とて法政あふ合
翌年にて法政あふ中將を就仰のわを物ら
既實も也能仰と実子あふとて若あふと
此款ありありと申候は候とて進系なり

山形に付ひん推しと申すよりをねと申中ハ
子細とあるものゆゑ中ね及後おと一抱
山白すけ未とていへん言ひとて上
計書として法政中ねと申すより
お久保人といふ久保とて山
より申す理年小中ね及後と申す
後いふ人といふとて中ね及後
人下田道とて一年斗清とて
いふといふと申すといふといふ
名物たるもの藤たといふ
別家息女とて秀とていふ
ゆゑ後の礼法とて大體とて

持れより言はずと判りしは後世に於て就物と申すは其
多物むらやう十卷胡解と一足あり家原公此物に
是より申すは其後世に於て申すは其後世に於て
為常と申すは其後世に於て申すは其後世に於て
人路治し即ち申すは其後世に於て申すは其後世に於て
就物に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
家原公就物に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
申すは其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
申すは其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て

秀吉公ハ
慶長三年
先御後ニ
秀吉公ト
申スルニ

一 翌年の振舞う事と云ふは其後世に於て申すは其後世に於て
しんこの物なり其後世に於て申すは其後世に於て
つまらぬは其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て

へし若本
文趣
長三年事
ナルハ

らに申すは其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
少ねはし道術に大匠及鹿苑院承元学校之要友
大の人なり其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
家原公詩に之をりてつらふは其後世に於て申すは其後世に於て
右向あり家原公之書籍に其後世に於て申すは其後世に於て
ハ持中人あり其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
長元東福寺相長を印元石水元中綱之妙斎虎学校
元長を印し其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
鍛錬し其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て
詩作歌連歌ハ少嫌論中庸史元漢書古籍之畧
貞觀政要和本ハ延喜式東鑑其外ハ其後世に於て申すは其後世に於て
高祖寛仁大度と申すは其後世に於て申すは其後世に於て申すは其後世に於て

良韓信を公望文王武王固直日幸とてハ形勢を
たゞし沙洲と云々

一伊集院言平が為津中將榮と湯ふまひ成致るは
のりして 象原公と云々介仰不為遠ん言平子佐久
薩平を以て楯籠 象原公のあつては山口勅を指
と三方伊集院と一及薩平をいれんと津浦わく
よりあひしりひ落者ハ薩平のまてあは 伊集院成致は伊集院
平が湯ふまひと云々
を度以て薩平介仰怒極を借合ありし 湯ふまひ
てとらせし借合七万枚ありては湯ふまひを去る年
ち飯沼之と云々佐久松の死と云々津浦は山崎のつんじり
つらう山崎のつんじり佐久松の死と云々武田の
千代女買あり佐久松の死と云々

てお救ふて引退れぬと万代女買ありと云々
山崎ありと云々

一文殊三年秀吉ハ山城國伊見指月とありて是ハ山城守ハ
治世ハけつと云々山崎のつんじり佐久松の死と云々伊集院より
津河と云々津城之秀吉ハ一途とて東國ハ西國ハ大各
海と云々伊集院のつんじり佐久松の死と云々
公ニ成上指日本ハ不衣裝束とて馬ハ家臣と云々
十万人一誘口より二人侍三人小者一人つと云々伊集院より
京師津沈伯田宅と十ハ所あり秀吉ハ津先ハ二万ハ家
と病ハと云々純子屋敷と云々伊集院のつんじり佐久松の死と云々
つと云々伊集院のつんじり佐久松の死と云々

世の純純紅とていふも十のうらちの純純のわとし
おとしのわとしの十金車馬と足跡をたらしと依約を依り
るせたりこし一挺波うつりありに秀頼公乳母といふれ
侍り女房に侍りいし一箱一匹依の侍り衣衣衣のふた十
より四つもも将軍馬よりいふ依約の歳六歳の小見ハ
ろ小見のやういふひるのさういふいふの依りたの方
家康公家来花より又十の純利家の家来花より又十一の
家康公利家公家来福門おと家より迷い出御 家康公を
あさりの紋のつとみ青深の及取赤さうらのさういふ
利家公らつとさあはの及取さういふ人かう馬とてたう
つ心花より家来依りさういふ依りつとさういふさういふ
中中よりさういふ物さういふりさういふりさういふと乳母

いしと見物の衣いゆるそのわし馬津田宅といふ十八の所
計り秀吉公家来と依り出御秀吉公ハ十日あり先く上原
家康公利家公家来也依りさういふ家とあ方ありさういふかきと
あて家康の幕とさういふ三万石二万石十間二万石百七十八万と
例とさういふ大倉とさういふ人の人と依り見物人ハさういふの依
くとあけとさういふ見物人ハさういふやハ年未だ大倉の車に
秀吉公秀頼公利家公家来人ハさういふ人回車とて依り
家康公河つらの車井侍侍従とさういふ持内と依り依り
うれさういふ利家公さういふ大倉とさういふ依りさういふ補中
し秀吉公家来家康の侍従と依り依り依り家康の侍従ハ
さういふさういふ依り 徳川とて用をさういふりあつと依り家
とて依り依りさういふ日と大倉と依り依り依り依り馬津田

宅名 標中まきのり所斗ねれん十日斗三の爲に
又ひやうとありて道通りの名はあふれはれし
者云たよきく標中まきのり所斗ねれん

一文殊二年伏見むひ跡城とせりま拾月の城は河よ
橋とせりまむひ跡城とせりま拾月の城は河よ
り四年八月大雨洪水城は河川の勢のりはれぬ免
拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よとせり
より使とせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
はありてま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
ふ有用なる物なり人殺の重布とせりま拾月の城は河よ
家康公人
ねいひ千
後方のあり人殺とせりま拾月の城は河よとせり

入るとのゆきとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
くちりるゆきとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
一自地標と本七月十日有るそりま拾月の城は河よとせり
法は是なりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
大佛と金仏とせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
ゆきとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
ゆきとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
二階の長屋つとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
ゆきとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
ゆきとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ
拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よとせりま拾月の城は河よ

あつた

一 秀吉公の代より鹿取の日の出より東臺下のあつた種有その
種とつてせ料理人供ありし一節とあつた他は月七の申
河津より鹿取の浦とあけ種つてふ前あつたり人殺せし
命鹿取のあつたりし一節とあつたりし一節河津男は
今これ一節とあつたりし一節揚子とあつたりし一節
其次より千尋おは皆に二万九千の勢とて日夜鹿取の浦と
中なる者として八千人これ一節とあつたりし一節
この一節 家康公の鹿取の日に一夜つて出た二九と一日
を人殺せし人お丸二入と一日持し家康公も不入を合り
お丸鹿取の浦お丸二人口お丸も家康公も不入を合り
お丸をりお丸の浦お丸の浦お丸の浦お丸の浦お丸の浦

て家康公の代より鹿取の日の出より東臺下のあつた種有その
種とつてせ料理人供ありし一節とあつた他は月七の申
河津より鹿取の浦とあけ種つてふ前あつたり人殺せし
命鹿取のあつたりし一節とあつたりし一節河津男は
今これ一節とあつたりし一節揚子とあつたりし一節
其次より千尋おは皆に二万九千の勢とて日夜鹿取の浦と
中なる者として八千人これ一節とあつたりし一節
この一節 家康公の鹿取の日に一夜つて出た二九と一日
を人殺せし人お丸二入と一日持し家康公も不入を合り
お丸鹿取の浦お丸二人口お丸も家康公も不入を合り
お丸をりお丸の浦お丸の浦お丸の浦お丸の浦お丸の浦
て家康公の代より鹿取の日の出より東臺下のあつた種有その
種とつてせ料理人供ありし一節とあつた他は月七の申
河津より鹿取の浦とあけ種つてふ前あつたり人殺せし
命鹿取のあつたりし一節とあつたりし一節河津男は
今これ一節とあつたりし一節揚子とあつたりし一節
其次より千尋おは皆に二万九千の勢とて日夜鹿取の浦と
中なる者として八千人これ一節とあつたりし一節
この一節 家康公の鹿取の日に一夜つて出た二九と一日
を人殺せし人お丸二入と一日持し家康公も不入を合り
お丸鹿取の浦お丸二人口お丸も家康公も不入を合り
お丸をりお丸の浦お丸の浦お丸の浦お丸の浦お丸の浦

方万人斗う東福とありと西遊りりいはい徳の氣内の志を弗向
遊まへつ弗向遊し遊めれい弗向と氣内徳の誇りさひるん
ゆい一尾後一の道すれい西遊物とと西遊氣弗向遊い誇
りまあうくも尾まきして下るいきん也一と秀衣と小舟を
ゆいさういせうれす飛砂布くしあふより内のがさむる氣
二万誇也とすきさう一而も尾後かたつさききとさきき
とせられぬなり

一正月朔日一國持共介大在出賣とを一町人をむす礼と
上つる事ありと西遊物と一年三月廿九日本年正月又
ゆい毎年物に一度つたり印とをむす

一菅清場人常りたまくの北場下山は自虎成念たりとい
を西月日と日見といふと紫とれ一縁河に代なまると
目見といふと紫といふ一遊事と来すといふ

一慶長九年二月廿九日一 家康公從江府伏見一者御西
國藏内小玉病大在遊一遊合一出物とれい西遊りい
松の木といふとまゝ人といふとひいといふとさきとさきと
縁二本長刀一棧箱と物つもの二十條事と西遊物とあり
用合といふといふ一馬と十條事と西遊物の及をこれ一本多
とゆいといふといふと公けりといふといふといふ大御所様といふ
より法入といふといふと遊るといふといふ町と抄といふといふ
御事といふといふ物といふ止といふ雨具といふといふ物といふと
徳大寺といふといふと一遊といふといふゆれゆれといふといふ
えれいといふといふといふ事といふ法衣といふといふ法衣といふ
ていふといふといふといふといふといふといふといふといふ

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

松平豊永
松平忠房
松平定房
松平直房

河津左衛門
原右衛門
中山左衛門
松平清房

松平素直
組子平八
組子平九
組子平十

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金
一 徳川幕府の御用金

りや今一聞しあふ所なかくこのみはたの山神より
なり一傳と相合ふ一年中一山神をくわく九うまをいす十
わ下られぬものありとも身お財をれ山神いり山神の入
目や今紙越へく尸積るは長屋の劫きの所よ山神と
書合と海へくハ弟ハ年ころるよ山神と相の合
れは好く山神ともり合とともなうねのせと山神とむ
らより天正の末文禄年中よりの中をれ八日む衣袋結
梅よりな本 家原より初りやんわやうのまハ一糸山好
知れされすん 家原よりとくゆくと世とくよ山好
中集の土のりあや山神の結梅よりなり 家原より
好より人へくは文禄より結梅よりなりありハ秀松より
く一あり山神結梅よりなりありハ家原より山好より

この年のくまは徳大寺山神と述と中へ年よりね三年よハ
法梅よりなり年と徳大寺いやきふくよりハ法梅のりく
町人とし神と名しハ世長之のめ也

鳳園先生文集に板垣下齋碑銘あり其序の略をつ
まみ記す事左の如く

老醫板垣下齋也春史ハ其先宗順次ハ宗徳に別坂本位
す宗徳の子徳順治ハ述法印ハ後代後越中關より云
礼ハ遺く死す子孫傳後入道子宗孝法印ハ後代武田
信玄相く甲州に伝す 東照神社書を初めて徳宗と
謝ハ少將軍及山保民政其後と費ハ子宗南初ハ
志く南保ハ赤保院の傍にあり信玄方て甲州を遷依
醫作ありト録し考す天正中一山神の及神社に伝ひ

東部之宅地と稱ふ由ハ其子ナリ 志心以テ甲別主生ハ
如春と号一 後ハ又ト號と号ス 辛卯年
神祇ノ拜湯ヲ慶長庚子閏テ祭ノ收軍ノ役ハ及カズ
教習ノ處後近侍セヨリ 後化伊奈ノ屬ヤル 政行
ニ由リ 淺州ニ任ル 明曆乙未三月十三日卒也

此書之為謬誤以テ亦可校定也

文政十二己丑年冬十月六日夜十月廿九日 小祀業以愛教氏本
於燈下寫久
中村直道

薰菫錄卷之七十八終

薰菫錄卷之七十九

中村直道輯録

本田平八郎忠政聞書

我若年ヨリ

大君ノ御近習ニ侍リ幸ニ 御心ニ叶テ寸隙ナク相勤ヲ以テ
学文ヲトスルニ暇ナシ文家第一ナリト云ト也

名君ノ御金言ヲ不斷ウケタマハレハヲノツカラ事ノ心ヲ
カシキル様ナリ

大樹天下ヲ知シメスニ至テハ我ハモ 御懇意ノ御チ
ミニテ大身トナシ給フサラストモナルニ如此ノ御恩ナレハ
汝等御高恩ヲ口スレ奉ラサルヘシ則ウケタマハリ覺
スル所ノ 御意ヲシルシテ汝等ニ残置ナリ能ク一

勺一言ニカク守リテ急ルヘカラス

一大君ノ御意ニ大ヨリ小ニ至ル迄先心得ヘキ事アリ人々
ル心アルモノハ恩ヲ不知ハ人ニアラスト云フハ誰々モ云フナリ
然氏是ニチカミチアルヲ知ラス至テ至トシ親ヲ親ト
スルト云フハ如何ヤフナル鈍ナル至ニテモ無理ナル親ニテモ
ヤレイトフシヤヤレ笑止ヤトツタテ、如何ニモシテ至ハ至
ノ道立テ親ハ親ノ道タツヤウニト寝テモ起テモ思フガ
第一ノ事也叔サヤウニ思ニツキテハ已嗜スシテハ不成
勿論其内ニアルナリ一端ノ怒リニ数代ノ思ヲ忘レ身
ヲ先ダツル心ニテ何トシテ義ヲ守ランヤ此コ、ロヨリ
ヲコレハソレルモシカルモ皆親心ナリ此意ヲ不弁ハホムル
モイトヲシカルモ皆ヲノレカヨリ心ナリト云コト早シレタリ

フカク味フヘキナリ

一大君ノ御意ニ文蒙ナルモノ、心得ヘキコトアリ我ハ御取
次ノ役人ナリト合点スヘシ何レモ合点仕候ヤトノ
御意ナリ何レモ合点不仕候者申上ル 御意ニイヤサ
ヤフニ深キコトニテハナシ先ツ我先祖ヲ情思フニ天道ヨリ
命令ヲ受テ人トナリ夫ヨリ段々親ヨリ我マテニ來レリ
叔子孫ニワグコトハ我ヨリニアラスシテハ誰ソヤ然レハ上
先祖ヨリ下ニ子孫ノ間ノ取次ニテハナキカ叔又御取次
ト云フハ天道ノ命令ヲ段々ニ守リ継事ナル故ニ御ノ
字一大事ノ取ナリ其為ニ天道我ヲ生シテ役人ニ立
置ル、ナリヲ口カニ心得ル時ハヲキテニヲフコト分明ナル
道理也

一大君ノ御意ニ士タルモノハ常ノモノニカワル取一ツアリ
耻ナキ所ヲ耻ル一眼目儀ナリ其ワケハ心底ノ事ハ
人ハシラス是耻ナキ取ナリ然レトヨリミレハ何トシ
テモ知ル、モノナリ人ノ知ル知ラサルニカ、ハルモ星ニアタ
ラス車ビレノ萬病薬ト云心得アリ是一ツヲ可用ニ
其萬病薬ト云ハ信ヲ守ル一種ノ一ナリ是ヲソレクニ
名ヲカヘル寸至ニ忠親ニハ孝臣ニハ禮子ニハ慈同體
異名也然レソコニ一種ノ子細アリ誠ニヤト思フテモ
真ノ誠ヤヲ知ガタシ爰ニ我工夫シツケタル一殊ノ外
自滿ナリトノ御意ナリ我進ンデ願ハ兼知仕度奉
存肯申上ケル時ニ御意ニハ是我秘藏ノ事ナリ
タツテ所望ナレバ云ゾトテ誠スキニナリテヒタト味ヘハ

信ノ信ヲシル一其中ニアルゾトノ御意ナリ

一大君ノ御意ニ大身中身家頼ヲ扶持スル程ノ者ノ守
ニシテ頭ニカケテラレヘキ心得大形五ヶ条アリ我是ヲ
常ニ用ユ汝ニ傳授スルゾトノ御意ナリ一ツニハ人ヲコ
ノム一ナリ財寶ハ不及申思フ程ノ一叶フ一其中ニ
アリ男フリ惡敷モノイヒスナリ公儀不調法ナリ氏
主人ノ爲ヲ第一大切ニ存シテ身ニカヘテ諫ヲナス者
ヲ上トスタトヘハ其者分別ナリ氏諸人ノ手本ニナルヲ以
我ワケテ揚用ルナリ次ニ諫ヲイル、程ノ智ナリ奉公疎
畧ナリ精ヲ入テ勤ル者ヲ中トス次ニ得タル所ハカシコク
勤又ソレ程我モ多ク口モキ、心モコサカシクアル者下トス
我コノカ子ヲ以テ目利スルニ勇モ大形ソレ程アル之皆用

ユルニニツニハ我心ノ極ノ様アリ先ツ家ノ爲ナラハ當時ノ
善惡ニハカマハス何事ニモカヘラレヌ至本ヲ立ルヘシ如是
矩スル上ハ當時如何様ノ氣ニ不入コトナリ臣下家
頼ノ申事請ル答也亦仕タモナキコトモスル答ニ何事モ
ヲノレガ氣スイヲ立テ人ノ異見ヲ不聞者ハ大家上
下ハナレテ人ヲ不持小家ハ出入ウスリシテ已レ獨リニ
成テ果ハ家ヲ破リ身ヲ失フコト近代イツレノ家々ヲ
不見哉第一此所ヲヲソレ深ク用ユヘシ惣シテ人ノ云
ヲ聞入サル者ハ愚人ナリニツニハ堯舜程知慧アリトモ
ヲノレカ心ヲ頼ヘカラス天下ハ天下ノ子且ヲ用上國家ハ
臣下家頼ソレヨリシテ家内朋友ヲ能ク用テヲノレガ
知慧ヲソラマスヘシ我小ヨリ大遠ニ味フニ天下ヲ治ルハ

取分我知慧ヲ立テハナラヌモノナリ人ノ知慧ヲ請テ
用ル寸ハ日本ニ唐ヲ添テモツカヘナシ小人ハ自滿ヲ本ト
シテ知ヲカサリ何事モ人ノ云フヲ御テ不聞入高慢我
慢ヲ押立ルモノナリ是ヲ獨夫桀紂ト云大悪人ナリト
聞ク四ニハ内外ノ事ヲ能ク聞テ扱人ノ非ヲタヤスリ
不可揚人ノ善ヲ助ケテ能者ヲ好ム寸ハ風俗自然ト
ナラル者ナリ古人モ賞ハ小シキヲ賞シ惡ハ重ヲ罰セヨ
ト云ハ此意ナルヘシ賞ノシツコナイハ大抵ナキモノナリ
五ツニハ内外ノ事ヲ聞クニ數多ク心得アリ必一人ヲ用
ルコトナカルヘシ亦佞奸ノ心ナト打モアル者トシラハ堅用
ルコトナカルヘシ一偏ニ聞テ極ルコトナカレ見テ實ヲ取ヘシ
子細ハ其ウツタフ者君子ニアラ子ハ心ニ合テ告ルモノナル

故違ヒ多シ其上ニ毛頭モ丑コアル寸ハ天ニ違逆スルモノ也アル者義經カ哥トテ見セケルニ

見ニ所見テコソユカメ大將ノ影ノ眼ハ目ニテ見ルカハ此哥我カズルニケニモ大國ヲ治ル者ヲノレ一人ニテ何モカモ見聞セント八十カ一モ叶ヘカラス正直ナル者ヲ擇テ五人モ十人モ目付ニシテ揃ハ、實正之也モ若違ヒアラハ能タメシテ後ニ事モノ之是ハ家ノ事ソ天下ヲ治ル寸ハ目付モ色々入モノニ

一大君アル時御意ニ金言早ニサカイ良菜口ニ若シト云フワラシベマテ云トイエ氏実ハ歴々モシラスニ其故ハ大名ガアマタノ家頼ニモテハヤサレ風葉ト乗り殿様風ヲ吹セ氣随カ重疊シテ我終ニナリ意ヲ取留キラス何モカモ心

終ニシタリ成之時ニ其方カ平八郎保之様ナル者アリテ諫言

自讃一笑

スレハ聞トイナヤ無上ニ服ガ立テ情ニ戦フ故ニメツタトニクハナリテ眼クラム程ニナルナリ爰ニツイテ能々心ヲカヘシ氣ヲ静メテ見レハ慥ニ家ノ爲名ノ爲ニハカヘラレス扱モ私カナ是ニ負テハムサトシタルソツト氣ニカワテ若ケレ臣一口吞シテ見タレハ怒熱サメ情シツマシ裡扱モ快氣スル者也扱コトノカケタルハ身ヲ捨テ捧ル者モナリ怒熱ノ内ニ耳ヲヒラク主人モナシアレハ天晴稀者ゾトノ御笑也

一大君ノ御意ニ小人ハ人ノ惡ヲ手本ニシテ何某ハケ様々々之我ハソレ程ハナシ並ヒ行也大人ハ人ノ能ヲ手本ニシテ惡ヲハ初ヨリ不取上ナニトシテモカノ人ニ及バスノト

ツ、シミ行也トカリ智慧アル人ハ我心ヲ頼ガルモノ也

一大君ノ御意ニ我妻子家來マテモ其情ヲ察シ前コソ
思フラメト思フシテ其心根ニ耻テ嗜ムヘシ何ト思フトモ
我次第ニカマイテソコト氣随ニマカセテ振舞トキハ
放逸ニナツテ後ニハ必人心ヲ取失モノ也

一大君ノ御意ニ勿論物ノ本讀テハ身心ヲ夕々サン爲ナリ
然ヲウワコ、ロニテ何ノ用トモナリゴゼ座頭ノ物覺
タル類ナリイデイハ、一勾見テハ引請一言聞テハ其マ、
用ル若シ歷々ノ物知りガ一勾モ我モノニナラズシテ論
ズレハ其時ハ勿論ノト我物顔ニ云ニ

一大君ノ御意ニ天性スグレタル人ハスリナシ大形ハ百千人
並ナルモノナリ然ヲヨキスミカ子ヲ當テサリキライヲ

シテハ人ハ大形ナキモノナリ是ニニツ目付アリ大工ノ木ヲ
遣フヤウニソレクニ用ヒ又大道中ノコトクナニモカモ通ラ
ス工夫アルヘキ一ノ國ヲ治レテ小魚ヲ煮ガ如トハ能云々ニ
一大君ノ御意ニ何ト見テモ女ハカレコキ程スマスモノナリ
必々モノ、密談ナト聞スヘカラス唯ワラヘ同前ニ心得テ
ソレク相應ニゴクミテ吉レ油断スレハ大形氣ヲトラレ
テ惡事ノ夕子トナル者ニ

大君ノ御意ニ主人カ家頼ニ加増ヲアタヘテホウビナドスル
ヲ其分捨心様ニ覺ルハ其大根愚痴ナル故也加増ヲ遣ハ
シ褒美ヲヤルヘキ一ニヤレハソレニハ増テカ事ヨク調フモノ
也賞ハナリ罰アルトキハ家頼ノ心悉放レテ其イニ獨ゴケ
スルモノナリトカリ大家ホト家頼ニ心ヲ付レテ第一ノ儀

ナリ心ノ放レタルヲチカラフワサニテ能スルヲ誰モ不成也
一大君ノ御意ニ我好テ書物ヲ讀セ聞ニ天下國家ヲ治ル
モノハ四書ヲ能々見テヨリ所トセサレハ不成ハズナリ
中々我持領ノ智慧ハカリ頼テハ不成ノ必定ナリ四
書モ長々シクテナラスシハ孟子ヲ能々ヨムヘシ但人ニヨロフカ
我ハケ様ニ覺ルナリ

一大君ノ御意ニ我近頃政書ヲ改板サスルコトハ古板ワルサ
ニスルト思ハレヅカ左ニハアラス如是政書ヲ翫時ハ天下皆
其風ニ習モノナリ
一大君ノ御意ニ國々ノ大名家々ノ大身天下取ハ云ニ不及高
祿知行ヲ取ハ身ノ丑イグワヲセンガ爲ナリト思フサナケ
レハ不入モノト覺タリ是始終ヲツメテ不見ユヘ也其訣ハ

先我目利ヲモテ國主大身ニシテ人ノ上ニヲカバ國家ヲ守ラ
セ民百姓ヲ安カラシムル爲ナリ天道モ又如是サラノ
身ノ俗樂ノ爲ニハアラス誠俗樂ガ本意ナラハ皆々天道
ヨリ賤ハレニシ玉フ筈也

一大君ノ御意ニ男ハ男心ヲ持タルガ古歷々ノ者カ女童ニ氣
ヲ奪レテ業平侍ニナルト見ヘタリ左様ノ風アルモノ我カ
タリ嫌ナリフンドシヲ除ケテキヤフヲキセタシ是平生
學ノ上ノ一ナレ氏カンジンノ時ソレゲナ心ニテハ強キコトハ
ナラヌモノナリ身ヅクロイヲスルヲ必定ナレハ我常ニキ口
フナリ常ハイカヨフニモアレ自然ノ時ハト云是又不心得ノ
侍不吟味ニテ云フナリ常々心ガケズシテ俄ニナルヲハ何
事モナキナリ灸ハ飛火ノ十双倍ナレ氏覺悟スレハ女ヲ

ランベモコラスルナリ飛火ハワツカナレドヒゲ男モタマカル
一 是其證拠ナリ士ハ十二三ニナラハ早々右ノ心ヲ付ヘキ
一ナリ

一大君ノ御意ニ我此前駿州ニアリシ時モノヨミ坊主ノ三
哲ト云者ガ云タルヲ聞ツル内ニ三要三切ト云コトアリマツ
三要ハ衣食住三切ハ軍旅客トテ衣食住カ人ノ常ノ大
用ナリ此用意ノ心ツカイ事一也扱軍道具旅道具客
人ノ道具是亦肝要ナリ此品々ヲ相応ニシテ後ニ外ノ
事ヲモナスベシト云是聞ヘタル一ナリ一言ニテモ用ニ立
ナリトテモノ一ニ我是ニ注ヲ入タシ三要三切三行トシタシ
人トナリテハ道ニヨラテハ不成武士タルモノハ指當ル藝ヲ勤
メ子ハナラズ手前ハスリキリハテハナラズ是三行ナリ

一大君ノ御意ニクドキ一ナレドモ信ト云モノ一大事ニ佛作テ
眼ヲ不入ト云ガヨキ言葉也小身モノハトヤカクト通レ
大身ホド信ナキモノハアヤツリ人形ホド見ユルニ治國ニハ家
頼出入ノ心アルモノ程頼ヲ失ヒ逃道ト利トシコレハ亂國
ニハ猶以返忠ノ者多ク無程子クヒシカハ一疑ナシツレマテ
モナク人柄殊ノ外ウスリ見ユルニ信ハ當分ハヘタゲニ見ユレ
臣カシコダテスル者トハ格別ニチガフテ見所アル者也
一大君ノ御意ニ武士ハ常々勇氣ヲ養フ一專用也勇氣
修行ハ堪忍ノ二字也分別ノケイコハ氣遣ノ二字ト云一
聞タリ

一大君ノ御意ニ一切ノ事カ子テ思タル様ニハナキモノニ又理
窟ノ様ニモナキモノ也ソコニ分アリ一ツ通ル筋アリ亦トヲ

ラスコアリ是ヲ知ルコト大事ノ習アリ其トヲラスコラスル
カ馬鹿モノ也無理ハドコゴフテ通ラヌモノ也

一大君ノ御意ニ人ハツレクノ家職ヲ慎テ守レハ必天道
ノ惠アリ其職ヲナヲサリニシテ餘ノコトヲ利スルハ皆
本意ニヨツテ天道ヨリ役替ニアフテ次第ニ下落スルモノ也

一大君ノ御意ニ正直ト云ニ心得アリ石佛ノ様ニアルハ馬鹿正
直ト云是ハヤクニタハヌモノナリ大工ノカ子ノ様ニアルヲ本正
直ト云我人能ク工夫ノ入所ニカ子ノカタキハホンノコ
石ノカタキハアシキカタサニ

一大君ノ御意ニサムライハトカリ古風ヨシ可成コトナラハ日本國ノ
侍ヲ青砥左衛門ガ流ニシタキモノ也大刀ニ火打袋ヲカケ
テ指ヤウナルコウトフナルベツタフハ見事ナルモノ也我コトム
所也

一大君ノ御意ニ何事モ満ルコト惡シ十分ニチカキト見ハ其
マ、カキテ可也是ハ我ヨク覺タルタメシナリアシキコトハ云ニ
不及ヨキコトモ其分ナルヘシ

一大君ノ御意ニイカニ思トモ不知コトハスヘキ様ナシ能ク下々
ノコトハシラレサルト見エテ寂明寺ナトモ自分マハリ其外色々
心遣セラル、タメシ多シ是ヲマスクニ聞コトハ第一ノ大事アリ
ワレ殊外秘藏スルコト之是ヲ我家ノユツリモノニ定ヲクト
ノ御コト也 御傳受ハ大事ナレハ
カ、スロ上ニアリ

一大君ノ御意ニイカナル不仁ノ者モ舞シヤウリノアワレナルコト
ヲ聞テハ感涙ヲ流サヌ者ナシ是昔ノ事ニテ無我ニ聞ユヘシ
也今ノ人ニ向モ此心ヲ用テ見聞シタキモノナリ

一大君ノ御意昔々覺ノ者ハ費ト云コトヲ不知根ナルコトヲシ

テモ其米銀ハ世恵ニ散テヤシナイニナルヲ以テ費ニテ分シト
思ヘリ是ワロキ分別ナリ費ヲ厭サレハ是費モノ多クテ
無用ニモノヲ遣喰ニヨツテイワレヌ取ニ留滞シテ天下ノ愚ヲ
ナスイ多シトカリ不稔不耕シテ喰者多キ寸ハ及リタルモノナリ
天下ノ大ツモリト云モノヲ能合点シテ天下ヲ定スベキニ

一大君ノ御意ニ士ハ一汁一菜ノフルマイニ素服ヲ着シテ武備
ヲリツハトシ人馬ニダテヲシタキモノニイワレヌ平生ニ費ハヨナ
シテ肝要ノ男道ニモノウキハ吾家ニテハヲミナメシト云テ笑
ナリ

一大君ノ御意ニ至テ達仁ハ各別我等コトキノモノハ常ノ心ガ
ケカクコ程ニ不慮ノ寸モアルナリ女ワラシベノ灸スルヲ以テモ
知ベシサルアイダニ六時中治平ノ寸モ武勇ヲ不失シテ急度

心ヲサシハリテ居ルモノ吾ハ殊ノ外感スルナリ

一大君ノ御意ニ少シヤ覺アル者ハ已レカクニ自滿アルカ故ニ
自滿トス我甚コレヲ嫌フナリ老ヲ老トシホウハニ和アリテ
コソ乙名シイトハ云ベキナレハシレタルニテモ宿老先官ニ談
合シ相役互ニ申談テ夫々相ツトムル様ナルヲ能ユキカタノ
者トハ云ニ必リチギカウクナル者ニアルナリ

一大君ノ御意ニ凡目附ヲ出シテ取次ヲ以其者云分ヲ聞テ
マン誠ニスルヲ以テ殊ノ外ニチカフモノナリ其取次ノ心ノ如ク
申上テマシリニ云得ルナシ能々我モ常ニ誠ヲ好ミ左右ノモノモ
常ニ正直ニアラサレハ差引ヲシテヨキカゲニ耳ニ立ル也

一大君ノ御意ニ物ノ手本ニナリ又ハ大用ヲナス者ハ人カ何ト
思フゾ是ハトノヨモワクナレハ身ノタメアシキナンドツレゲナ意ニ

テハ中々ナラス者也純一ニ是ソト極メテ是非トモニ久シク用
ルトキハ後ハソレニナル者之中々ドウホ子弱クシテハ何事モナラ
サルモノ也

一大君ノ御意ニイカヤフノ利口モノニテモ不習事ハナラスナリ
就中國家ヲ治ル一ノ事ニトシテモ只ハナラス利辨ナル程ワ
口キモノ之唯正路ニシテ民ヲ第一ニ心ニカケテアワレニ如何ニ
ムツカレクトモ訟ヲヨクキ、テ家頼ノ云フヲヨクキ、入ル寸ハ
タヤスク治ルモノナリ身ヲツンテ人ノイタサヲシレト云イマ
コトノ金言ト云モノナリ

一大君ノ御意ニスコレノナレ正可心得コトアリ一切スコレノ事モ
習テスルト推ツフトハ殊ノ外違モノナリタトハ右ノモノヲ尤直
ス何ヨリヤスキナレトモ是サヘナヲシ付タル者ハ違フモノ也

一大君ノ御意ニ軍法ハ武家ノ産業習ハスシテナラサル儀ナリ
然正是ニモ心得アルベシ大名ハ大名ノ軍法小身ハ小身ノ軍用
アリ人ヲツカフ程ノ者ハ不入コトニ隙ヲ取ヘカラスアラク目録ヲ
スルナリ此十三ヶ条能々工夫アルベシ

第一人ノ目利ヨクシテヨキ者ヲ持家中ノ風ヲ心ニカケテ吟
味スヘキ事

第二敵クハリ味方配ヲ能々分別シテケガナキ様ニ心得ヘキ事
第三人ヲソレクノ得所ヲ知テ遣寸ハスタルモノナシ猫程ナルイ
ヤナ者ハナケレ正鼠ニカケテハ氣ノクスリナリ但大工ノ材木
ヲ遣フカ如シタキ者也

第四賞ト罰トノ心得第一ノ事也賞ナキ寸ハイサマスマメ
ナラス殊外損ヲスル者ニ罰ナキ寸ハ善惡メツチヤト成テ

悪人能ニホコリ善人弥引込モノ之罰ハカリアル寸ハ諸人ノ
心ハナレテ身カマヘノミスル者也賞モアタラサレハムサホリ者
テクル也

第五横目目附シノヒスツハヲ遣事第一ノ工夫之ワロクスレハ
却テアタトナリ無之寸ハ目クラ打ナリ何トシテモ六ヶ敷
モノナリ是ニハ第一分別仕様ノ入取也口傳フカシ

第六備ノ立様内外ノ八陣ト云ハ常ニ人ヲ持兵糧武具弓馬
ヲタシナミテ何寸モ軍ノナル様ニ内ヲ調ヘ置ナリ

第八勝負ノ利ヲ知ルト云ハ奇正虚实ヲ能勘弁シテ陰中陽陽
中張應ト變トヲ味フ也機ト云ハ殊ノ外大事ナリ

第九陳取行列ト云ハ天地人道理ニソムク寸ハ凶シ萬枝一本
一本萬枝トナル様ニエウツウスレハ誤ナシ

第十敵ハヲノレヲ味方ト云味方ハ味方ト云之敵モ勝事ヲナシ
味方ハ猶以勝事ヲス実々勝事ハ別ニ口傳アリ將タル者
工夫アルヘシ 口傳ヲ承ルニ常機勝ト云ナリ君ト
臣トツリ合ナキ家ハ必ホロフ者也トシレ

第十一人ヲ持程ノ生徳アル者ハ十五ニナラハ人象ヲアツカフヲ
心ニノスヘキ一之切者ノ能士ヲ撰ヒテ可尋也ハタチニナリテモ
其心備ワラサル者ハ將ノ器ニアラストシレ良將ハ七ツハツニテ早
心付也

第十二治國平天下ノ治乱ハ常ニアリ此氣ヲフカク可味天下ヲ
ニノフ者是ヲ知ラサルハ其器ニアラストシレ

第十三城カマヘト云モノハサシテ不頼モノ也只人ヲ能々頼ミクフリテ
柵城ヲモ能カマヘタルガヨキ也城ノ吉凶ハ人次第ナリ

草田先生未書

伏羲神農ノ時マテハ文字モナキ故皆文盲ナリシカレ聖賢ア世

其比諸將ノ中ニテ文盲第一ト申セシカレ自然ト聖賢ノ旨ニ合玉フナレハ物

シリ自満スルモノ我知慧ヲモタスレテ書物頼ミナドレ知者ノ机心得ハ

実モゴゼ座頭ト藝ハチカヘトモ心ハ同類ナリ聖賢ノ十言万語皆ツ事ヲ

説玉フ一ナレハ書ヲ讀ハ一口ニテモ引請テ通スルマラ工夫スベシ通スレハ夫ダケ

我知慧ニナルナリ講尺ノナルマデニテハ通スルトハ不言ナリ也

大君ノ人ニ書ヲ讀セテ聞玉ヒ工夫シ玉フ口ケニ是ニ傳心アルナリ

文政十二己丑年夏六月九日於益城郡砥用郷重見山々中

以森本氏本書寫久

中村直衛

薰齋録卷之七十九

薰齋録卷之二十

中村直道輯

文廟沖制条以款

- 一 心、物ヲ習フ心ヲ狭ク、神竊居也物ヲ習フ心ヲ廣ク神
- 一 心、事ヲ終ラズ心ニ致シテ去ル誠存スル心ニ致ス
- 一 心、形有ル心ニ義と不思欲なき心ニ義とあり
- 一 心、錯ル心ニ物と行ハシ物ヲ習フ心ニ物とあり
- 一 心、私行リ心ニ人と欺ル私ヲ習フ心ニ人とあり
- 一 心、事ヲ習フ心ニ人と為リ事ヲ習フ心ニ人とあり
- 一 心、物ヲ習フ心ニ人と傷ム事ヲ習フ心ニ人と養育ス
- 一 心、食リ物ヲ習フ心ニ福ム食ヲ習フ心ニ福ム
- 一 心、地ニ習フ心ニ地ニ習フ地ニ習フ心ニ地ニ習フ

- 一 心一 志のありあつた梅のひきよめをいふは梅の
- 一 心一 身はあつた人の心とよめて自はあつた人の心とよ
- 一 心一 都の心はあつた人の心とよめて自はあつた人の心とよ
- 一 心一 迷ひあつた人の心とよめて自はあつた人の心とよ
- 一 心一 城守の心とよめて自はあつた人の心とよ
- 一 心一 素子あつた人の心とよめて自はあつた人の心とよ
- 一 心一 ありあつた人の心とよめて自はあつた人の心とよ

少歌

心の一志のありあつた梅のひきよめをいふは梅の
あつた人の心とよめて自はあつた人の心とよ

明良曰前書ハ皇永三長年

大納言権 西中丸とわ入言 仰せ丸と小三系御殿
 遊 ち遊に身は 大納言権 仰せ丸と小三系御殿
 一文廟天下とああり 仰せ丸と小三系御殿
 江府と仰りて後 仰せ丸と小三系御殿
 祐道巡検使言上と仰 仰せ丸と小三系御殿
 仰聽不達より 仰せ丸と小三系御殿
 きあつた人の心とよめて自はあつた人の心とよ
 病の方の心とよめて自はあつた人の心とよ
 中代始と自にせく 仰せ丸と小三系御殿
 同本初と自にせく 仰せ丸と小三系御殿
 九大小と自にせく 仰せ丸と小三系御殿
 が海と若化日と自にせく 仰せ丸と小三系御殿

其沙汰と珍々なる有紀由大 任心なき

正徳元年八月日

一文勅書去るは古遺文と云

不肖の身 東照公は神徳を兼くもあつて天下
を治り帝を神徳に嗣人奉じ心も神徳に世に在り
日経して其志は遂げりては乃ち公を尊とあせ
ありて古より主初國危伐りて救ふも世は人権を
争ひ争ふも心を和らけしお救ふも争ひはし
胡越の人と舟七日とくもてあて候ふも心と一
と力と共ふも何所の風波の難もわらうと一水やその
世人當家創業の後治平百年のるお生れれ長
とありて一報のハ 東照公は神徳ふより公を尊と

有り候る人こそ神恩も教世のる人たるを海世ハ
右の之初國危伐りて救ふも心と一力と共ふも何所の
若くも志をわらう候ふも心と一力と共ふも何所の
那れも是天下人民のあまを候ふも心と一力と共ふも
賊大小軍あお公切候るも事一思ふも也

正徳二年十月九日 御恩印

右は去月十月十四日 公方概お名例御書申すわあけし候
り越 荒御 御家督 若君様 御書後 申すは初
ら来り候る萬端入念大切下お御書ハ 任心なき
右迄云しは牛牛候も候も可仕合 右迄申すは
名も御書ハ 申すは 林太学 任心なき

一同 願命 或曰此時告諭若根疾并伊及
列相者當時秘而不傳書

昔思ふに、（一）はなれ病逐日増し、（二）今日と先づ一徳し
三家と、（三）始の法大なる故、人等と、（四）創法統のなる山王根は、（五）
おむと祈願せしむる由、（六）威心を、（七）不減の統、（八）昔利の、（九）
年之、（十）王公の、（十一）命を、（十二）賜ふ、（十三）命を、（十四）賜ふ、（十五）
昔治世四年、（十六）信じて、（十七）政事心の、（十八）なる、（十九）度、（二十）解し、（二十一）
は、（二十二）く、（二十三）お、（二十四）ん、（二十五）ふ、（二十六）
東照文百回忌の法、（二十七）今、（二十八）社、（二十九）系、（三十）
道、（三十一）より、（三十二）て、（三十三）下、（三十四）の、（三十五）言、（三十六）と、（三十七）累、（三十八）教、（三十九）せ、（四十）
く、（四十一）も、（四十二）一、（四十三）其、（四十四）後、（四十五）考、（四十六）て、（四十七）以、（四十八）て、（四十九）
く、（五十）一、（五十一）事、（五十二）と、（五十三）文、（五十四）を、（五十五）足、（五十六）す、（五十七）も、（五十八）鴻、（五十九）書、（六十）ふ、（六十一）
り、（六十二）て、（六十三）柳、（六十四）
東照文の神、（六十五）息、（六十六）不、（六十七）う、（六十八）き、（六十九）志、（七十）を、（七十一）以、（七十二）て、（七十三）百、（七十四）回、（七十五）忌、（七十六）
と、（七十七）法、（七十八）今、（七十九）皇、（八十）統、（八十一）行、（八十二）
台徳院殿、（八十三）古、（八十四）志、（八十五）自、（八十六）是、（八十七）迄、（八十八）控、（八十九）
し、（九十）なり、（九十一）一、（九十二）年、（九十三）月、（九十四）は、（九十五）今、（九十六）
く、（九十七）も、（九十八）心、（九十九）を、（一百）く、（一百一）に、（一百二）年、（一百三）末、（一百四）なり、（一百五）
ぬ、（一百六）る、（一百七）終、（一百八）の、（一百九）終、（二百）心、（二百一）と、（二百二）行、（二百三）
大徳院殿、（二百四）古、（二百五）志、（二百六）自、（二百七）是、（二百八）又、（二百九）社、（三百）系、（三百一）

常憲夜殿、（三百二）古、（三百三）志、（三百四）自、（三百五）是、（三百六）八、（三百七）年、（三百八）月、（三百九）迄、（四百）
く、（四百一）と、（四百二）終、（四百三）ら、（四百四）る、（四百五）ふ、（四百六）及、（四百七）昔、（四百八）
世、（四百九）と、（五百）く、（五百一）く、（五百二）一、（五百三）坊、（五百四）上、（五百五）ち、（五百六）る、（五百七）一、（五百八）
世、（五百九）代、（六百）社、（六百一）名、（六百二）上、（六百三）昔、（六百四）小、（六百五）孫、（六百六）
坊、（六百七）上、（六百八）り、（六百九）く、（七百）と、（七百一）多、（七百二）り、（七百三）く、（七百四）決、（七百五）り、（七百六）
付、（七百七）り、（七百八）方、（七百九）多、（八百）ふ、（八百一）及、（八百二）び、（八百三）
台徳院殿、（八百四）古、（八百五）志、（八百六）自、（八百七）是、（八百八）一、（八百九）人、（九百）
も、（九百一）多、（九百二）り、（九百三）る、（九百四）一、（九百五）且、（九百六）
坊、（九百七）上、（九百八）り、（九百九）く、（千）と、（千一）云、（千二）葉、（千三）と、（千四）終、（千五）
り、（千六）昔、（千七）心、（千八）底、（千九）と、（千）慮、（千一）り、（千二）鴻、（千三）松、
ま、（千四）と、（千五）一、（千六）社、（千七）と、（千八）柳、（千九）ん、（千）せ、（千一）り、（千二）と、（千三）終、（千四）
心、（千五）と、（千六）附、（千七）教、（千八）人、（千九）と、（千）多、（千一）
り、（千二）と、（千三）一、（千四）威、（千五）あ、（千六）り、（千七）と、（千八）終、（千九）り、（千）人、（千一）
お、（千二）ち、（千三）り、（千四）る、（千五）事、（千六）列、（千七）
次、（千八）や、（千九）之、（千）初、（千一）め、（千二）の、（千三）威、（千四）と、（千五）一、（千六）終、（千七）
ら、（千八）法、（千九）の、（千）威、（千一）
た、（千二）く、（千三）一、（千四）と、（千五）終、（千六）り、（千七）と、（千八）終、（千九）り、（千）
知、（千一）り、（千二）と、（千三）一、（千四）終、（千五）り、（千六）と、（千七）終、（千八）
り、（千九）と、（千）一、（千一）終、（千二）り、（千三）と、（千四）終、（千五）り、（千六）
と、（千七）一、（千八）終、（千九）り、（千）一、（千一）終、（千二）り、（千三）と、（千四）終、（千五）り、（千六）
仁、（千七）心、（千八）坊、（千九）と、（千）一、（千一）終、（千二）り、（千三）と、（千四）終、（千五）り、（千六）
教、（千七）と、（千八）一、（千九）終、（千）一、（千一）終、（千二）り、（千三）と、（千四）終、（千五）り、（千六）

世も遠き... 正徳二年十月九日

東恩あはれ神慮及當家の神慮とありて... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

正徳二年十月九日

一回遺令

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

あつた... 正徳二年十月九日

身より難有は合ひな
中より備中も子に
少く私好考の心
お解したるは
此酒井雅楽
封曲備中
未だ彼より
中より二才
之河高
伊予子細
誰人
中より雅楽

予は何に
中より備中
其界何
備中
上戸
越智
其末相原
七全の
東女
其末相原
七全の
虎松
坊中常
文六

与雅系与方々系り申す 甲府殿瑞帟及共茶月内從
る禱考之儀と有御年忍考方々申す下中延十月十日
備中弓定下雅系以之系 左之楸下以討如以盛年有之
以名以故之遊之儀以河内氏申す 右之楸以衣股
以故附之御下以汝汝事以在忍多有之申す他物或ハ
當敷之遊以考之儀以京以禱考之儀申す右之楸以
系或中弓定之備中弓定之儀以河内氏申す遊以考之儀
清揚院楸以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
之申す下中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
系以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す

申す之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す

松井 山人 松尾

今之通云故之遊 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す
以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す 以考之儀以備中弓定之儀以河内氏申す

可有之。寛文十庚戌年三月中旬、清揚院楓形見
傷中より山崎の陸路より大田幸俊等より、石巻迄に
清子孫出立せしむりたり。乃、病状に及、江上極回
清殿より入、歎て云、思ふに汝、江上三人、忠
懐而猶、奉好、乃、清信中止、まゝ三人、中、亦、
死立お、別、清路より、ハ、唯、之、に、思、人、汝、等、
知、ん、所、ハ、汝、幸、後、皆、ハ、ハ、等、大、ハ、幸、子、知、ハ、何、
念、ハ、仕、可、也、ハ、ハ、汝、中、昌、史、ハ、吾、ハ、月、七、日、汝、等、
念、ハ、世、ハ、ハ、不、心、也、ハ、汝、念、ハ、執、ハ、余、誠、也、
若、君、孫、の、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
見、人、ハ、事、ハ、何、也、ハ、月、人、の、子、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
傷、中、昌、史、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

念、ハ、汝、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
物、名、殊、ハ、外、不、快、ハ、先、神、出、信、建、歸、也、ハ、ハ、ハ、
思、案、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
運、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
東、照、堂、ハ、大、権、現、新、末、村、云、隴、尾、中、禪、寺、上、別、妙、義、山、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
江、井、雅、樂、歌、方、ハ、集、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
礼、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
胃、子、形、ハ、見、傷、中、昌、史、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
死、去、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

ある事、若くは、物中、道意、成具、法術、上、下、中、
の事、夫、法、老、中、少、残、打、合、ん、理、物、達、上、聞、法、了、男
下、遊、者、に、任、後、若、年、前、久、世、大、和、高、と、高、
者、有、後、極、
法、例、と、為、下、
甲、府、宰、相、事、礼、心、と、又、た、た、身、と、神、と、
委、細、と、り、来、見、面、前、上、可、信、委、
上、意、と、大、和、高、事、長、
法、雲、因、と、不、中、上、区、出、合、極、回、法、教、何、公、仕、と、何、と、何、
脚、法、玄、関、と、系、中、ん、と、之、と、不、才、何、法、積、種、と、法、透、と、見、合、
系、上、法、の、由、中、ん、法、九、次、と、何、と、何、と、何、と、家、先、大、唯、と、区、出、法、
法、用、人、と、可、進、と、下、中、高、事、
大、和、高、と、通、人、の、用、命、中、出、
下、中、高、事、
清、揚、院、極、可、と、法、達、と、と、遊、者、裏、付、法、上、下、と、
と、遊、法、遊、子、透、世、と、高、心、入、と、と、尋、亦、思、下、と、高、
法、懇、意、と、法、意、と、遊、之、と、と、と、出、法、料、理、と、極、致、期、の、境、

物、と、遊、
法、河、早、と、と、河、を、ん、陰、と、と、者、出、大、和、高、河、極、事、
法、中、上、
清、揚、院、極、と、遊、法、意、と、と、大、和、役、勤、と、法、河、極、
と、中、の、事、一、章、と、何、と、と、法、人、同、と、酒、行、法、と、何、用、と、出、突、
と、來、何、と、と、法、意、と、と、法、深、法、と、系、と、と、系、と、と、人、色、と、
法、地、と、と、大、和、高、法、能、と、と、と、何、角、出、と、法、何、と、風、信、
と、思、下、と、何、と、何、と、何、と、何、と、何、と、何、と、何、と、何、と、何、と、
と、思、下、と、と、と、日、透、足、合、と、と、と、系、と、た、と、と、系、と、法、
有、と、と、何、と、と、と、一、寧、と、と、法、能、と、と、大、和、高、法、何、と、と、法、門、と、
出、と、と、何、と、や、可、と、と、何、と、何、と、何、と、一、と、と、上、男、と、と、法、礼、と、
と、何、と、子、母、と、と、と、と、と、
者、有、後、極、と、遊、
何、驚、馬、兩、人、と、
家、先、送、ん、と、と、法、意、と、と、と、と、
上、意、と、と、法、意、中、と、と、
法、後、と、法、後、初、と、と、法、後、法、と、
兩、人、送、完、終、と、と、兩、人、

有切罪之任付人 清揚院極遊 此類之漢語
幸後寫此方之遊宗身兩人有切罪之任付人 院度唯生
家老職之十中付之考之 汝何年切罪之任付人 遊此用
印之此法也之 任付人 汝何年切罪之任付人 寬文十年
二月十九日

島田清純
右 田之波子
松平大納言
立元左近將監

右之遊之 任付人 寬文十年七月
清揚院極 左近極 右三田 此處極之遊 此對初
之任付人 與妻 清揚院極 此目見之 任付人
左近極 此名之改 此極之 幸之 汝何年切罪之任付人
此方留中 此名之 此極之 曰九月十九日 此極之 極之

此極之 入之 曰十二月 此極之
者有院極之 此目見 任付人 虎松極之 此極之
之任付人 遊之 此名之 改之 此極之 令也 此極之 為之 此極之
山王常的院之 遊之 此極之 延寶六年 虎松極
此十七果之 此極之 清揚院極 此極之 此極之
此極之 重之 此極之 曰九月十九日 此極之 此極之 此極之
此極之 此極之 此極之 傳通院之 此極之

御法号 而廟之 昌

正保元 甲申 歲 正月二十四日 誕生

贈中納言清揚院殿正 位綱重公 棺

延寶六 戊午 歲 九月十四日 逝去

初見備中弓市亮中一方に於ては萬發法を以て中弓酒井
雅樂頭字を以て其期を中法と號す

市松様と云切、此弓之立事上人、萬發法、依不其付方
備中弓不及力、其内、痛事、中弓、立、門、也、自、力、法

脚、一、七、不、知、齋、と、改、名、清、揚、院、様、此、由、指、之、初、也
其、考、法、通、後、下、紙、紙、表、門、の、由、指、之、付、本、堂、と、系、記

公、脚、之、足、の、取、皆、之、丸、考、り、色、と、中、笔、下、不、知、東、と、也、也
此、由、光、祿、法、義、為、様、弓、弓、市、亮、記、前、也、也、任、後、々、と、新、見

備、中、弓、之、由、之、付、方、傳、之、礼、公、脚、之、考、之、人、之、傳、之、言
六、子、不、之、取、上、三、百、人、抄、抄、之、由、之、法、此、地、甲、卯、之、

七、之、門、之、新、体、之、一、付、方、之、任、之、人、家、記、九、年、十、月、之、日
文、取、法、様、常、憲、院、様、守、養、君、之、由、來、西、丸、之、

之、為、入、之、同、二、百、年、十、五、日

清揚院様 坊上之と改築

清法号

宝永二乙酉年

清揚院殿 贈正一位大相國公 台靈

十月五日 改築

之、一、是、取、傳、之、昔、書、留、之、也、

享保十四酉年中

横井手五郎時存カ實元也

此書文政九年正月月中旬横井氏典太於武江
龍口亭寫之以本 今茲文政十二己丑
正月七日寫之

中村直衛

薰菴祿卷之十

薰菴祿卷之十壹

中村直道輯

尾陽家訓 一名温知政要

古より國は治民とありの道なり止り坐りやぞ
我武門貴族の家よりやりの家より坐りやぞ
質は疎懶よりして文字より暗く何の事もなかりしうち
幕府祇候の身より思ふ涯に蒙り上りしすも
嫡家より正統と文述藩屏の重職より仰り熟思行はるる
天下一の忠誠を尽し先社の學思と教せん事いふと治め
安し臣民と教育し子孫と不仕かたしむるより外有
きし故より日夜慈悲を懐く心と夫より先半廉直より
あらんが為思ふ事と共に修め和字より書はるる一巻の書に

なりて諸作、所あるは是れ本意と當く人よと云はしめ
永く遠くありては誓約、後本なること正、上下相熟
一致ありん本と欲然たる云

享保十六年二月中陰

冬儀尾陽候源宗春書

一夫人なり者年は心、嬉まなきてハ叶ふ本也、此ハ
多岐、口を流るる本、二字の中、眼なき、又、此ものこ
河、國持たりん者末、まて、此流らる、ハ、此の本、字、此
下、故、意、中、思、此、二字と掛物二幅、掛、意、字、の、方、如
よ、た、を、日、の、丸、と、う、形、なり、意、心、中、の、丸、と、思、て、ハ、其、後、よ
か、外、の、形、を、末、と、し、及、ひ、此、處、を、思、た、る、ハ、大、端、の
往、と、思、さ、し、て、の、本、句、り、思、の、字、お、よ、そ、月、の、丸、と、書、せ、り
堪、思、は、心、の中、よ、り、て、お、よ、形、を、ご、ら、付、の、ま、の、大、法、の、形、と、表
せ、り、日、月、の、二、字、合、を、れ、ハ、判、明、の、字、句、り、大、字、此、の、法、と、し、叶、ぎ
く、新、本、の、形、を、お、よ、り、て、ハ、意、を、ご、ら、の、ま、と、思、お、道、理、の
叶、や、う、ま、形、を、お、よ、り、て、駕、輿、道、具、の、者、お、衣、服、と、仁、の、字、合、合
下、よ、り、付、たり、是、ハ、内、の、形、を、思、の、二、字、と、思、お、出、て、は、仁、の

字とん胡夕何万よわいてとあつゝをを忘れずして執行の切
命をひききしつゝあなを

一 禮漢古今より武勇智謀子孫人々續きし名將共其後かじ
けりし切業終る成就せざるはあびりせ子孫二代にけり
ざりぬ急患のゆゑ私欲をんして自分を慈者とせりぬ
人氏を救ふのゆゑなきなり

一 東照宮より寛仁の御徳ゆゑ世に天下に御徳ありあつく
御教せかゝる者人々改めぬかされ義なきありし
御徳を志せたるのゆゑとゆゑせられ改御子孫後系
までも其徳ゆゑ治法せられ子孫承けりし御徳は昔王
代にも稀しと天下の俊賢武臣のこりゆを初より其御徳
家のやうゆり空方た隅と處との云もれく是く御大法をとり

許仁政の徳なる日めたりし世にそりし事也仁者も款
なりしこと古人の徳も玉徳の事なり

一 國政の中より第一の徳なりし事なりと忽改め直人時を本
理に付いて是處に御徳ありし事なり刑罰の者は一且治りて後
これを何れ悔てとこりし事なり本なるは味の上ゆゑと志を
これ大事のゆゑと事なりたるといふ事人の中を人治り刑ては
天理の旨なり第一國持のたゆり厚なり不存不義亦人と
教せしむる其徳なりたるといふ事なり念と入る事なり
給る罪科なりし事なり物をたゆりし徳なりし事なり
伊をこりひたりし事なりし事なり勿論なりし事なり
とくとあつた御徳なりし事なりし事なりし事なり
徳をんを用ひし事なりし事なりし事なりし事なり

一 世間此松子つらき考るるは年々と用らるる物にまた志と
 けり初めは自ら家をその事と執りて後後と成らんと上の
 お下の物と事半を常にせむとて少くも心守りて
 まひやうとせむとせむとせむとせむとせむとせむとせむと
 の心大まきとせむとせむとせむとせむとせむとせむとせむと
 まるくの同業は事半成り半半半半半半半半半半半半半半
 たるはく上たる者と初の内にも終るる言へば君と唱へる
 つらき松子松子も後には流るると思ふ心もあつて後にも
 かりな事なげもれぬ事や春の始むる天下と一統せり初
 の成りたるんはありて君と初め放つる方の力持て後にも思
 味に於てありて長生不死の業と成りて松子如くありて年故

の中よりいひて新漢の武帝唐の玄宗なりと初めはつらき松子
 たるはく上たる者と初の内にも終るる言へば君と唱へる
 つらき松子松子も後には流るると思ふ心もあつて後にも
 かりな事なげもれぬ事や春の始むる天下と一統せり初
 の成りたるんはありて君と初め放つる方の力持て後にも思
 味に於てありて長生不死の業と成りて松子如くありて年故

乃同いむらいつ心よゆらつ一嗚ださ事こそれ切女の嘆人も
君又うつくはる真実うまかれと文字不通少くも大言者
りされらうや字同と訪し心のゆたふ宣なりおと及ぶぬ
幸なり候 慈悲持慈弟一の字同と云へり

一 弟の物何よりすそれの徳を材木よと云は松の用何り
朽は朽の用ありま用は進んで用ゆれと云を言ふ松と月と松
朽とは何の朽とつふと云ふ松と用ゆれと其徳遠て用は朽
ぬ事人のつらむやと程は同し理と見ゆりま多細い人へ生貨
よは子ねはまら日命は抜かえん大政は行りもの月利と何故
成た月付の時者此に朽は成徳と改むとての持り人の文徳有る
んを其所より取り我眼力の明らなるうらら人の子孫不妻か
り分者葉のまを印(か)とて者此はゆまにうらら朽はた進一一生

まはら者の形は成り事なるうと甚以妙念なり事たるは徳も此
類なく外のはは移し用んるを事せう何故は用ひてもはら
ゆらら所より其者不みたるはゆらうまらと事りま中津
ま一編の者まを移くの往り唯衆候よりせはは徳のあり
上と色このものなりかきたるものは人と扱ふ玉の害
小に成る事甚し

一 想して人には好徳何れもの衣飯食物と初めものすこそれくま
ゆららものなりと何れと何れ好事人も好むをゆらうゆらう事
人よとさうとせしゆははなすの言せむと事人の上たるものあり
まゆらき事也ま中始まものなり成りの本心よりゆら事ゆら前
人よりと君が物なりゆらう人な我心始ま事人人と始まゆら
秋心も悲しくなり成事の目くま進りなりとゆら事

のことをいふことあるが、古人の徳の道とすれば、いふは、
 一、新法法度令、年々くまなく、なほよくあつて、さむく者も
 ありて、いづくも、法を禁く故き、事なりたり、かゝる者をも
 抑十年と、ゆるうらむと、法をたす、聲をせ、必する事と、意ある
 やうに、ならまじきものと、いふ、一切の作法、法度、あるを、
 ちと、通せんべい、いふ、あり、寝るひも、なほ、成り、なん、
 法令、おれ、人の、心、骨、よく、挫く、いづく、道と、歩め、も、跡を、
 物、成り、常、法、法、度の、み、を、言、い、ん、法、の、忠、義、の、心、と、う、す、く
 お、ま、ま、き、もの、め、を、さ、い、れ、い、ま、い、と、く、と、考、へ、人の、罪、に、
 は、く、ま、と、あ、つ、き、こ、し、細、細、の、規、ひ、を、き、き、や、う、い、ま、い、と、
 たり、あ、の、こ、り、わ、つ、こ、ま、く、な、れ、の、物、の、事、と、ち、り、半、は、あ、く、法、度
 の、教、戒、を、れ、し、首、く、者、も、ま、い、し、て、心、と、信、よ、法、度、も、な、る、を、
 や、い、成、た、ら、な、く、半、の、多、く、なり、法、度、の、禁、さ、る、を、
 お、い、ぬ、半、や、ま、い、し、

一、省略、條約、の、取、り、合、は、し、り、根、本、の、り、を、お、つ、半、之、并、一、回
 の、用、却、て、不、良、し、て、い、ま、半、に、
 抑、たり、ま、い、し、三、理、を、た、ぐ、ひ、て、り、つ、る、者、略、さ、り、げ、り、
 して、い、ま、禁、の、心、を、く、成、て、是、の、心、を、く、ひ、び、く、不、良、な、り、
 ぼ、り、出、来、て、法、人、痛、く、苦、し、め、者、略、却、て、世、益、を、た、す、と、なり、半
 有、山、海、の、自然、と、い、ふ、田、島、の、前、柱、を、お、藏、人、の、子、と、い、ふ、
 親、限、を、も、り、物、を、移、り、の、價、を、取、り、相、互、に、押、し、合、味、を、
 ち、と、ま、い、し、る、事、も、あ、り、と、い、ふ、一、度、半、二、年、三、年、と、用、ら、る、事、
 とも、一、年、の、内、に、い、く、な、と、は、若、く、は、子、は、な、く、ぬ、半、の、り、つ、も、
 くて、大、なる、費、よ、なる、り、ぬ、こ、ま、い、し、る、を、い、ま、い、し、

べき程は法を存し付たれども此は不及なりと云ふ心を用ひ人の
善しと云ふぬ善と有き一可二つとて法は物を指す掛ひいさ
用らるる物をむきと改り付る類は後年世の法より効亦すま
なるべしと云ふ法は法は法に類する成半成法にま
ゆりし聖人の訓とて用を節りして人をもとめしむる何事
と云ふゆへにその時より法をいふなり

一よりのぬき事とて年数なくして法を定むる法のやうに
成て同しと云ふ事とてその付気の付ぬとの如き其法を指す
善しと云ふぬとのなり年月別ては物とて云ふはく云ふから
ぬものともなり一切の法とて通してありし法を改め其法に
ありて其法の法は主法に類するものなり法を改めしと批判
して迷惑成すべしと云ふ事とて一々大食大酒法に付は

言せしものハ身と其の家と指する事あるは是よりよ
き事ハかきと云ふ力の善しより初め心法の善し人
長久の至極なることとて迷惑窮極なる法と云ふ法は
と同一事は何れども法とて評判の仕やうによりて
色くよりさうく物なりと云ふれい上中下なる和熱一致なく
あつても善しと成し遂とて云ふことなり

一昔も今も人の法とて云ふる法の衆無きことと云ふるの法は
この法は古とて法は及たるものハ老人と云ふ心六十計れもの
人とはいふ今法を同一法とて云ふる法は法は法は法は法は
と成るる善しと云ふる法は法は法は法は法は法は法は法は
法は法は法は法は法は法は法は法は法は法は法は法は法は
その法は法は法は法は法は法は法は法は法は法は法は法は

ぐうし成りては元初年より育ちてくはるく持礼若くしてま
 く樂と云ふる心おぼゆるべしかゝる故平日は不徳と云ふ節
 のぐうし成りて内心常に苦痛人の見えぬ所を却つて礼を奉
 生甚強く盛る成るに阿部と云ふ事あり農業と初
 めも其禮を世渡のものに知より當道者より半奉と云ふ
 心の中あつてより務むる世命礼者も其礼をこれと其為健
 なり新令法のりて却て生と對の意用を意用思地終り
 を是れなむす其心も我つとむじ事と云ふ大切ありされ
 心のりて半もれく何半とも其意ありと云ふ一に其意も
 是れを暖むる半もれくは其後何のりて半もれと云ふ
 く力も其くやうし是れも其心持礼と云ふ事あり
 一 神社神園被控し并道橋被控成りて其意あり難後

三月廿二日附主殿のあくるくわく申知合味のうゑ松子よりて
 切進お積まおかけおものんせをく日紙切て免許し其神
 社系筋の御意をいふに法人風流と云ふを其意の御
 店餅豆腐の御意も其意と云ふにゆるし其意あり
 切りし其しその御意と成りて其意あり其意あり
 侍之留放坊の言の御意者礼の御意の御意あり人を其意
 下人卜箱かとおもひは論を信り先主先許せし事と云ふ
 御意も其意あり信り其意と云ふにゆるし其意あり
 此の御意も其意あり其意と云ふにゆるし其意あり
 らんて其意も其意あり其意と云ふにゆるし其意あり
 名分主者御意の御意も其意と云ふにゆるし其意あり
 自然と御意も其意と云ふにゆるし其意あり其意あり

ありし場をくわへ何れも新群集してと申介へしてあはれを
上忍意易ものかともしく所も政道の助と成半あり適
ゆえにしく所なり席とと不意なる半はる物ぞう
何れもこの月ひやう月の所さやう者なり

一 何事より今も書月らしく人申と知とが半あけてか
ぞうと一先半と宋とをぞうのくとも書すゆえま
他方の考つとき念へ其方の風俗は山川の事ともたは子思
まのくまをみる新物の意をそくをせりやうと出半
物ぞうとが知れぬ之類く流流の事しは半と度くありとも
京大坂とせりともまはれお月と物毎を切者といへるぞ
何れもゆすはるく新半つとせりもの却る道は若たは
くもり地をまへぬ故の意もまへる者なり之れを

何れもまありしとき人の信はれはとる男ひを人の言から
ぬと推れとも方より一秋と成半なれし心の用ひやう
て目と遂てお内者となり

一 弟の意はくつ二三年なる可きくろく習ふは能くすとえ
人とのゆき思自務と一他と残りありは一生とのよま
成半なり一却て人の意とこなり一他の信をまひ切者たてを
するものよかこわくをこしこいなり一十と七八遠は信をこらひ
斗とてお係未熟の事なれものこ知

一 上たう人によあてりによも親伯父の事や甥も其見とを分りし
朋友の事しとも年齢移と考てまこし十二のふたり
十八九半計はなりたるものよ何れの血氣もはせ思ての物なれ
地よりあやふしとる老翁を半とて信てみりたり血氣と

定り趣向と静りたるんをさし率よ何の保ひをかくしけり
君んと加わればたゞ之の事を尸せても唯う言とあさして其が
るにやとせん趣向とあさるおたり形を肉へたるはと
切しき事と切らひをわけて用る事なく却る背と盛ん
なり然らう然れん人れを君んとせんといひ先かつた何の
事とくとも極めしと其の事一と程と付極くまひすせぬ
むゆ義成りうらむ法子の考と大切しむひとの事なりといふ
感得しむ法持人法と改めて能人なりとなりともや何事
うと氣せむと極めたるなり

一合別事ある人をも之何やうなる若人とも若く盛成時と一止二
止得たり半の事との事率と極く是（極礼好意勿論の
事）と私漢ちんとある一も一も中とくをたつてせられ付

力ある余のものに極まりの事と是よの類と人離道より教此ら
と能なり人の君んとつと急本心よまのり務れたる上者
何ら割心の事と法率なり法りあり何れの時成り他
ともある成後幾用事ともまよふ程と初め言責と極の人
とも早急路りともせんといふ途の法り皆く孝同は成率なり
と法れとつとつと何の法とれく法り事ともすして一ととれ
ちひんとのえん事と其の智りして極してつと事と是
何らたうつとつと事と其の智りして極してつと事と是
んてねる事なり

一太何少事なり人教を定して其善事を行ふとつと事と其の
事とのなり其れも者も當りし時節故むはは極りて減
辱たり人教を定して其人の善い人へ成りて人々を人をも

後と初りきり成りし中者函又大畧の如く人の多く
乃内以外の役の方ともまき仕置せ仕置とされ大方も
も金やうなる物も只大率に部总なりお思慮せらるるも
明き時分人救きくなくして中このころ半なりと上平
日何子何百億りりせえと病人救多きとて又此用のおと
何より者もあつて存の介大人半人ともうふあつ十人な
らざるなり半別くねや成儀必あ半也とあれはそもあ半は
人救金を担半半と平日も言はるるもさうくならぬ常と
是物と能治風烈き日いあして用心は固く一と説とてより
あまは徳記一周章終ねやういほり今人救を延び大畧
言より治せらるるもなほ地も多し人救と方と分て大と治
が也道員の方説とも治せ色くの半はほくひてたつ方のもも

今予死傷のもの多くは身よりあつたあつたといふ金とのべたる
ものもくも難し人るを人の命よりいふとさう一と是の類はく
上り者お幼赤れく不裁許より部り半

一 救病の方説とより若の初分人百人のさふ人人を廣くは侍ふ
常とよりもそ能く下の情は直達し一と半は治りまをの
可化とて自分よりはせえぞといけいなる半なり貴人いあらはし
分を廣く治りし可は危殆し食物もほくはけひひたり物と食
し定まし時を衣被あたらうとさううとてらとあつたり大評と
扱を裁きしとさうね味味のあつるつとあつと食し他はする
時を馬駕爲し常と位より大説を治れはつらとここの欠る半
れし中より以下の若とさふおた常と心の外の救理とら
き定規をむしとて言し下りは身と衣被食物と治り詞よ

のらねぬ後の半へ長母管仲が衣被食物足て被節と知りし
その昔人の名言かゝり能下のくけと云ふはしては後世
其の心もそも推尊の介とハ中く所々ぬ半之其の信も不存
して其地の中分私匿お遠きり多細い少原氏政の形跡せし
ある道百姓も其を以て持約と云ふの者も世に表微と格
おせしとされし下條りて大よ人もんやとされふとも失われ
たり宗と付られハ幼玩不勤の半し其れも下の情もを道
物の價と云ふをうま初て却て下の痛むやうなりもあり是を
元来不仁私欲也とく自分の端と知り私をより却りて其にの
むんよりおごりゆなり

一 凡人皆貴族と欲す命不長と云ふ何事も成能する半れは漢
の教戒も昔年と存ても昔に用ひしと文武の明夫天下と

保老人の基と聞てはすも是も命の長きより信のせし事
士農工商のお勤も本意と違へ法禁者の上も凡人もなりし
年月久しく終りぬゆへにふとゆりもの人のおふお利益
何の半もともなきも推しはる家々庶人の心路均法せし
そんならゆりぬ者もそうくと年取ゆりてくつと漸熱
すれぬゆりぬすも得れく自然と風俗道も守くゆりぬ
こゝろは法なのおさぬても半すむやうなりへ半人
の痛も難後初り初を迷ふ政事一筆法は私附法は日用お扱の
事ハ念と念方と違へせざるは存せしめては格差のくし
人の迷惑もさす益の費もゆり半なり前々其のなうふし
こゝろはゆりぬのさし時凶刑の老去其のきり人立集り也と
お後し古例もして存て所内もその老ゆりて死し後世の

其の程を別とす方ひたう理を悟く行を修るまへに
是亦の程を別とす方ひたう理を悟く行を修るまへに

一 海を事能と斗ひてを去るは遠ひと必お母り事なり
成
手厚さ事の時こやうに知れたとかく一人の忠意を別
能補作をくしてはたぬる也 百姓所人をせいでよき事あり
能手代をたつものも事なりと知る事なり

一 上より下より心と私と捨て去れば時をたぬる事なり
心くえますと心くえぬるは初念念之に事なり上なる
力の人より心と付合し事なり 而船板の順に船方の人を
事先行り代に浪なき厚意にふれに善代お徳の老こと

めり人若し事なりと及りす共代も元三忠義と蒙り
うさうす皆の用一事の上の心も元元へふそくも事なり
遠ひて力と心と石斗と石斗不茂も何なる事なり自今かく
也せり事なりと石斗を此代一上の心念未だうさう内をかく
教と心術と事なりもの事なり心くえぬるは初念念之に
熱せざる心術と事なりは心術なりは心術なりは心術なり
右に心と心と心と心と心と心と心と心と心と心と心と心と
言語の事なりは心術なりは心術なりは心術なりは心術なり
憐れむ事なりは心術なりは心術なりは心術なりは心術なり
心術なりは心術なりは心術なりは心術なりは心術なり
心術なりは心術なりは心術なりは心術なりは心術なり

右此書を奉書遣一初初を傳教と以急度号令せしむる
所は一人のたよる者なきは是具了致申すと知れども此
の符と夫の熱讀教味をうらむ思ひありしは回をうら
身之徳り政道に助も七加し人半と歎しと重ぬて教治
と以事元と後より跡をうらむ而已

人怒心

直下之申す急思の大書あり
之の言をうらむ事也と

忍

享保十七年九月五日 尾張中納言様

上使濱川楊守石川亮部より御答へ紙

一 藤山あり候お立所は致し候しお傍にお江戸之儀大入
文之儀 公文之旨は御事にお返り申す事
也

一 尚月より今月まで御儀昇建する町人にお入力の儀
り申す御事未だ候と申す候共 於此様御儀共

御建了也し御町人共にお返り候御事申す候
候に候紙 思召

一 物事 公文之旨 御事候御事候御事 御事
二 御事 公文之旨 御事候御事候御事 御事
御事候御事候御事 御事候御事候御事 御事

卜向以存法其多即一懸其半もふ所のことと何れを遂てせむ
 多終て二家同あり天下の事と大切ありきはそんとして百民を皆の
 身と至む事いさく其上人と皆同く半法半ふまふし何れ
 重傷くせふ大用人民と至んと不飲して至はる何れを徹し志を
 いさく其終あり半ありさう他り半も大なる悲む所なりや
 中二の清登の禱午の難く半をも又命長なるは江戸中をねん
 罪甲とせり法今もせし事何れか今ての事いふ罪甲首懸りて
 物終身同一めりもせざる極も信もれり法人も物ありかとの遠い
 斗りし何れ町人い罪人物も終ら半いあるは作れもさく先念の
 禁制もふ所い婦も半未天下に極痛ももふは罪連くるは
 法身もるうはん徳も大なる必しも上男子なりしけ共徳半一
 沙紀半と者う今もま何れもは誠終て其半いふも終今

ちり何れを極め行もく成人婦もはて成念もももんて
 上女半分をせり半い細大男子終一年より罪甲とわさくさる
 事なり後代もは初月天下の先ありして極痛なきとせればを
 急せんた今おれ何より輪をれば婦もを家家の身もかきか
 法を増長の増り極痛なきこと下條の形も載せしめ半一
 於此後も父といふ言先せしをせぬといふも終りものいふたの
 於此極の沖難と建て半種も老とを極痛して極おすの
 え其終の遠有雨よりも理家に分ん付られ物もゆる大旅度次
 しももあひいさる人か終始もて禱半婦も終りさうし祝の
 何よりせ終の進ひも家のみ終も信
 於此極沖難も上座に建て百歳も終り終も終半の半も
 終り終り半も終り法も終り終り終り終り終り終り終り終り終り

不始於此類也其れは江のくかたの如く其れをさす下の如く其れは
法を去るをてて罪人をてて人外に然るも其れは其れ大難なり其れ
をさす久々の信をを許せしものたるは其れをてて何人か其れ
お掛り其れも細を為す文りおれをてて始にさすり小せと其れ
後其れの内も細をさす事とせも其れ何人か其れをてて其れ
をさす其れも其れをさすも其れ月も其れをさすも其れを
其れをさす

文政五年冬十一月二日

中村直道 写

董荷録卷之二十三

董荷録卷之二十三 大尾

